

第2次 砺波市地域福祉計画

第3次 砺波市地域福祉活動計画

＜平成28年度～平成32年度＞

～互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり～



平成28年3月

砺波市

社会福祉法人砺波市社会福祉協議会

はじめに

わが国は、人口減少、少子化と相まって急速に高齢化が進み、世界でも例をみない超高齢社会を迎えており、このような状況の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、高齢者世帯や介護の需要がさらに増加すると見込まれています。

また、社会情勢の変化等による地域コミュニティの希薄化をはじめ、孤独死や虐待、経済格差による貧困、高齢者を狙った特殊詐欺など、地域住民が抱える課題は、複雑化、深刻化しています。

本市ではこのような地域社会の状況を背景として、市民一人ひとりが、障がいの有無や年齢にかかわらず、住み慣れた家庭や地域の中で安心した生活を送ることを目指し、地域福祉を総合的、かつ計画的に推進するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第2次砺波市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、「互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり」を基本理念とし、「市民一人ひとり」、「地域」、「市社会福祉協議会」、「市」のそれぞれの実施主体が取り組む内容や期待される役割を示しています。この計画に基づき、相互に連携し、市民と行政の協働による、もうひとつ上の“となみ型地域福祉”の実現に向けて、地域福祉を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、アンケート調査や地域懇談会の実施にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、ご意見をいただきました砺波市福祉計画策定委員の皆様方、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成28年3月

砺波市長 夏野 修

目次

第2次砺波市地域福祉計画

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) 地域福祉とは	1
2	計画の位置付け	2
	<参考> 根拠法令等 社会福祉法(抜粋)	3
3	他の計画との関係	4
4	地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
5	計画策定の体制	5
	(1) 砺波市福祉計画策定委員会	5
	(2) 庁内検討組織	5
	(3) 市民ニーズの反映	5
	(4) パブリックコメントの実施	5
6	計画期間	5
7	地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方	6
第2章	福祉の現状と課題	7
1	市の人口推移と将来推計	7
	(1) 市の人口推移と人口減少が地域の将来に与える影響	7
	(2) 年齢3区分別人口割合の推移	8
2	人口構造の変化と福祉関係の現状	9
	(1) 総人口と年齢階層別人口及びその割合の推移	9
	(2) 世帯数、世帯人員構成などの推移	10
	(3) 高齢者のみ、ひとり暮らし高齢者世帯の状況	11
	(4) 障害者手帳所持者数の推移	12
	(5) 放課後児童クラブの状況	13
	(6) 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)の 状況	13
	(7) DV相談件数の推移	14
	(8) 高齢者、障がい者虐待相談件数の推移	14
3	第1次計画の評価と課題	15
4	市民アンケート、地域懇談会から見える地域課題	23
	(1) 市民アンケートの概要	23
	(2) 地域懇談会の概要	23
	(3) 市民アンケート、地域懇談会のまとめ(抜粋)	23

5	計画策定に向けた課題の整理-----	24
	(1) 第1次計画、市民アンケート、地域懇談会の総括---	24
6	地域福祉に関する国の動向 ～社会的な背景～-----	26
	(1) 地域への移行-----	26
	(2) 超高齢社会への対応-----	26
	<参考>第2次地域福祉計画策定において新たに關係する法 律等 -----	27
	(1) 地域での子ども・子育て支援-----	27
	(2) 地域での障がい者自立支援-----	27
	(3) 災害を想定した平常時からの地域での要支援者支援-	27
	(4) 生活困窮者への自立支援-----	27
	(5) 地域における医療・介護の総合的な確保を図るため の改革 -----	27
7	まとめ 計画策定の留意点-----	28
	(1) 平成37年(2025年)の社会状況への対応-----	28
	(2) 地域コミュニティの変容への対応-----	28
第3章	地域福祉計画の理念と目標 -----	29
1	地域福祉の基本的な枠組み-----	29
2	地域福祉計画の理念-----	29
3	地域福祉計画の基本目標-----	31
	基本目標① 住民主体の地域づくり-----	31
	基本目標② みんなで支える地域づくり-----	31
	基本目標③ 安心して暮らせる地域づくり-----	31
	◆計画の体系図-----	32
第4章	目標を達成するための施策の展開 -----	33
1	基本目標1 住民主体の地域づくり-----	33
1-	(1) 組織の充実と地域福祉意識の醸成-----	33
	①社会福祉協議会の充実と地区福祉推進協議会の活動支 援【重点取組①】-----	33
	②地域福祉の広報・啓発と福祉教育の推進-----	35
1-	(2) 活動の中心となる担い手の育成-----	37
	③民生委員児童委員活動の支援-----	37
	④福祉サポーター等の福祉活動の担い手の育成-----	38
2	基本目標2 みんなで支える地域づくり-----	39
2-	(1) ボランティア活動の推進-----	39
	⑤ボランティア活動の推進及び新たな仕組みづくりによ る活性化【重点取組②】-----	39
2-	(2) 地域における絆の強化-----	41
	⑥地域での交流の機会・場の充実と世代間交流の促進	

【重点取組③】	41
⑦地域における見守り・支えあい体制と外出支援の拡充	43
3 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり	45
3-（1）相談支援体制の充実と人権の確保	45
⑧生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者など支援が必要な方への相談及び就労支援の推進	45
⑨権利擁護の推進と虐待・差別防止体制の充実	47
3-（2）防災、防犯、緊急時体制の整備	48
⑩避難行動要支援者支援体制の整備等による地域コミュニティの醸成【重点取組④】	48
3-（3）安心して暮らせる基盤づくり	50
⑪暮らしやすい生活環境の整備と既存施設や空き家の有効活用	50
⑫地域包括ケアシステムの構築	51
4 重点的な取組	53
（1）市民による事業評価	53
（2）元気な高齢者が地域を支える仕組みづくり	53
（3）地域での交流機会の拡充	53
（4）地域コミュニティの醸成	53
第5章 計画の推進	54
1 計画の推進体制	54
（1）庁内関係部署との連携	54
（2）地域における関係機関、団体等との連携	54
（3）市社協との連携	54
2 計画の広報	54
3 計画の進捗管理	55
資料	56
（資料1） 砺波市福祉計画策定委員会等開催状況	56
（資料2） 砺波市福祉計画策定の経過	57
（資料3） 砺波市福祉計画策定委員会等名簿	58
（資料4） 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱	60

第3次砺波市地域福祉活動計画

第1章 計画の概要	61
1 計画策定の背景	61
2 地域福祉活動計画とは	61
3 計画の位置付け	61
4 計画の期間	61
5 社会福祉協議会とは	62
6 砺波市の年齢階層別人口の割合	63
第2章 第2次計画の実施状況と評価・課題	64
1 住民参加による地域福祉活動	64
2 ボランティア活動の推進と福祉教育	66
3 地域での生活を支える福祉活動の推進	69
4 関係機関・団体との連携、協働の推進	74
5 市社協の活動体制や機能の強化	76
第3章 計画の基本的な考え方	78
1 計画の基本理念と体系	78
(1) 基本理念	78
(2) 計画の体系	78
第4章 実施計画	80
1 住民主体の地域づくり	80
(1) 組織の充実と地域福祉意識の醸成	80
(2) 活動の中心となる担い手の育成	81
2 みんなで支える地域づくり	83
(1) ボランティア活動の推進	83
(2) 地域における絆の強化	84
3 安心して暮らせる地域づくり	88
(1) 相談支援体制の充実と人権の確保	88
(2) 防災、防犯、緊急時体制の整備	90
(3) 安心して暮らせる基盤づくり	90
資料	92
(資料1) 地域福祉活動計画策定の経過	92
(資料2) 地域福祉活動計画ワーキンググループ委員名簿	93
<参考資料>	94
[参考資料1] 市民アンケートの結果について	94
[参考資料2] 地域懇談会の結果について	103

第2次
砺波市地域福祉計画

<平成28年度～平成32年度>

砺 波 市

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年の少子高齢化や核家族化の急速な進展、生活様式の多様化など、地域における人間関係の希薄化等を背景に、従来の仕組みでは、支援を必要とする方に十分に対応しきれない状況となってきています。

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で身寄りのない人、自立や社会参加のために支援を必要とする障がいのある人、過度のストレスなどにより精神的に追い込まれてしまった人などの社会的な孤立などの課題があります。これらの課題に対しては、様々なケースに応じた福祉サービスの展開のほか、住民同士、地域、行政及び関係機関等で、課題を解決できる仕組みや、より課題を適切に解決する機関へ結び付ける仕組みの構築が必要となっています。

また、東日本大震災や近年多発している自然災害を受けて、地域の絆や助け合いの心など、地域コミュニティの必要性があらためて強く認識されるようになってきました。

このような現状を踏まえ、地域における様々な課題に対応し、全ての市民が良好な生活環境の中で、いきいきと充実感を持って暮らすことができる地域社会を構築していくためには、砺波ならではの地域力の高さを生かしながら、企業やボランティア団体、NPOなどの多様な担い手との連携・協力による新たな支え合いが求められています。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、制度による福祉サービスを利用するだけでなく、地域の住民同士のつながりを大切にし、お互いの支え合いの仕組みをつくっていくことです。具体的には、住民のだれもが抱く「住み慣れた家や地域で自分らしく幸せに暮らしたい。」という願いをかなえるために、日常生活における様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、ご近所同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携の仕組みをつくり、より良い解決策を見出そうとする考え方をいいます。

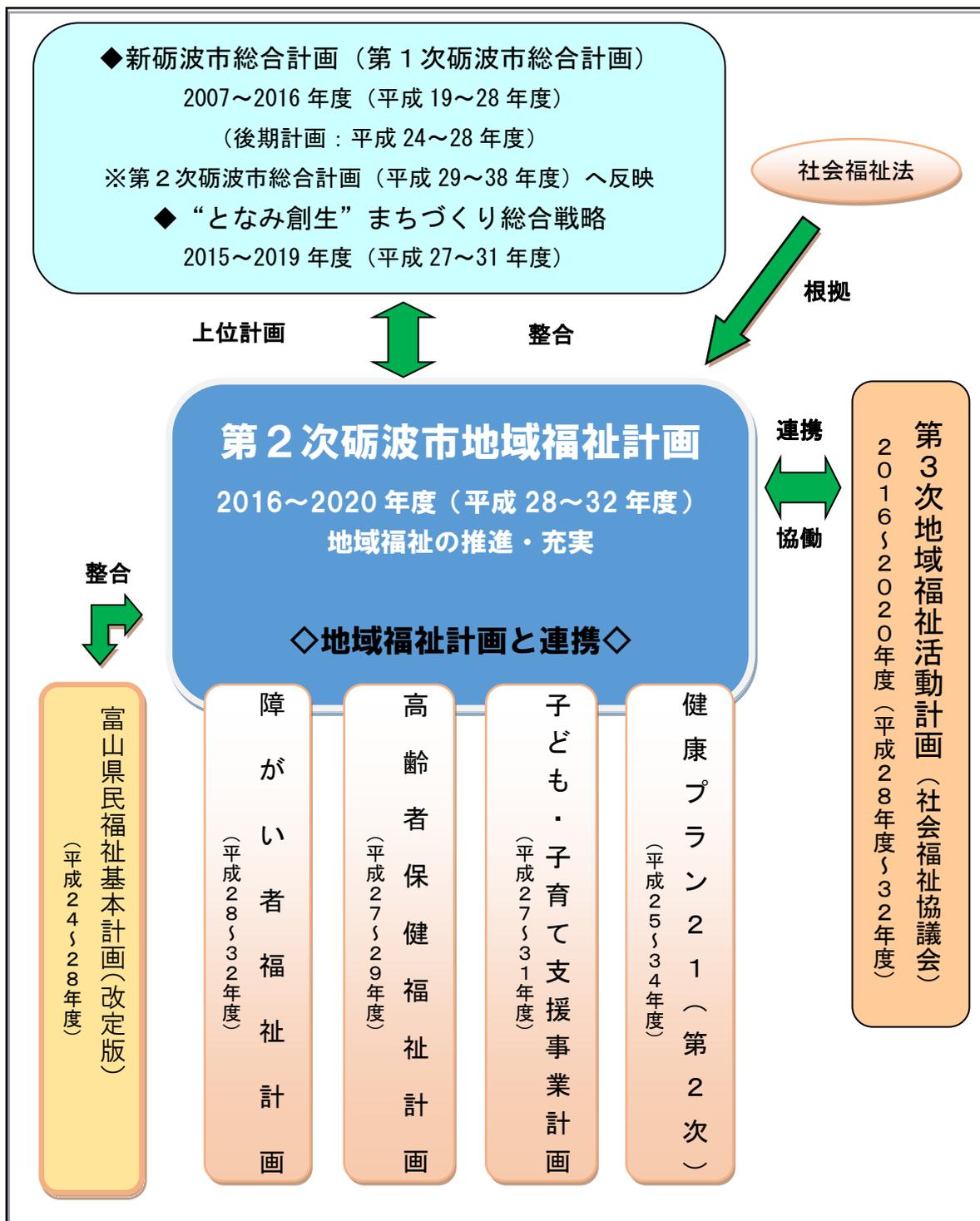


2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「新砺波市総合計画」（第1次砺波市総合計画）と整合性を図るとともに、地域福祉の分野を具体化し、推進するための基本計画としての性格を持ちます。

また、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として位置付けられます。

■地域福祉計画と他の個別計画との関係



<参考> 根拠法令等**社会福祉法（抜粋）****第1条（目的）**

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 他の計画との関係

本計画は、福祉関連計画における地域福祉に関する分野の基礎となるものとして位置付けられますが、障がい者が地域で共に生活できるよう、具体的な施策を推進するための「障がい者福祉計画」、高齢者が健康で生きがいのある生活が営めるよう、総合的な保健福祉の水準の向上を図っていくための「高齢者保健福祉計画」、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備・充実を図るための「子ども・子育て支援事業計画」、市民の健康づくりを推進するための「健康プラン 21」など、障がい者、高齢者、児童、健康を対象に、それぞれの施策の個別計画を策定していることから、各分野固有の施策、達成目標などについては、各個別計画に基づいて推進しながら、本計画との連携を図るものとします。

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

本市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法に規定される法定計画として、総合的な観点から地域福祉を推進していくために、市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けて目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。

一方、砺波市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」は、市が策定する「地域福祉計画」のアクションプランと位置付けられ、市全体の地域福祉を推進する事業運営に関して、市民一人ひとりの参加で“地域福祉”を計画的に推進していくための、市社協独自の行動計画として定めるものです。

このように、市と市社協は車の両輪のような関係にあることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、共に連携を図りながら計画を推進していきます。



市と市社協合同で福祉避難所運営訓練実施

5 計画策定の体制

(1) 砺波市福祉計画策定委員会

本計画を策定するために、計画内容を審議する策定委員会を設置しました。学識経験者、地区自治振興会協議会、医療機関、福祉団体、福祉事業所等の代表者及び公募により選ばれた市民（2名）の合計16名の委員により計画内容全般について審議しました。（5回開催）

(2) 庁内検討組織

庁内の関係する部署の代表からなる幹事会を開催し、情報収集するとともに、意見交換を行い、計画原案を検討しました。（3回開催）

(3) 市民ニーズの反映

計画の策定にあたっては、市民の意識や意向、地域の実情を反映していく必要があることから、策定過程において実施した市民アンケート調査や市内8小学校区別に開催した地域懇談会での市民からの様々なご意見並びに事業提案に関しては、今回の地域福祉計画の事業として取り上げるべきものがないかどうかについて慎重に検討しました。（市民アンケート：1,113サンプル、地域懇談会：11回開催 延べ594名参加）

(4) パブリックコメントの実施

計画を策定するにあたり、平成28年1月29日から2月12日にかけて市ホームページ等で計画案を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行いました。

6 計画期間

第2次地域福祉計画の期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。なお、国の動向、社会経済情勢などの状況の変化に対しては、必要に応じて計画期間を見直します。

また、地域社会を取り巻く環境の変化や市民ニーズに対応した計画の推進を図るため、本計画の策定委員による計画の評価を毎年実施します。

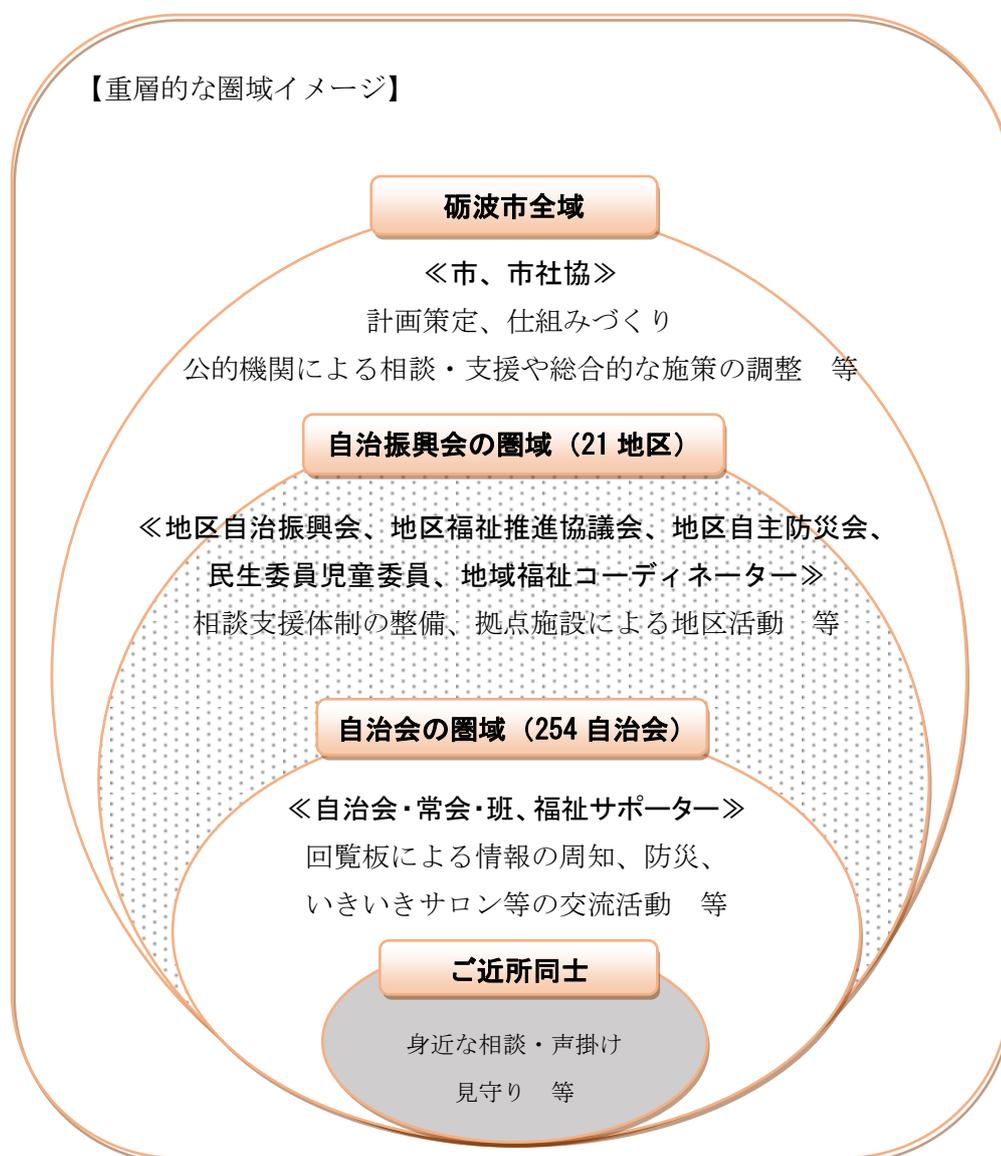
7 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方

地域住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むには、個々のニーズに即した、きめ細かい配慮が必要となります。

地域福祉活動は、そのような課題が見える小さな圏域を単位として行われることが多く、そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有化され、課題への対応の検討を通して新たな活動の展開につながっています。

本計画では、地域福祉を進めるうえでの圏域を次のように考え、圏域ごとの機能を明確にすることで、それぞれの特性を生かした活動を展開していきます。

◆◆ 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の概念図 ◆◆



第2章

福祉の現状と課題

1 市の人口推移と将来推計

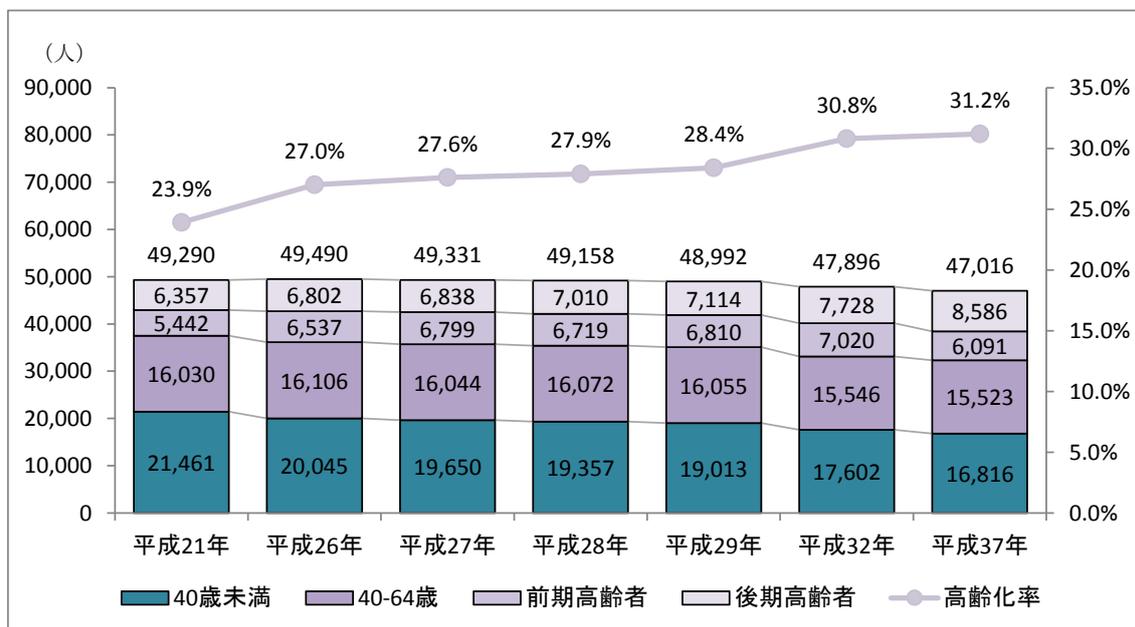
(1) 市の人口推移と人口減少が地域の将来に与える影響

本市の人口は、平成21年には49,290人で、その後は減少傾向で推移し、平成27年に49,331人となりました。一方、高齢化率は年々上昇し、平成27年では27.6%となり、平成37年には31.2%と推計されています。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年の推計では、75歳以上の後期高齢者となる、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、支援の必要な高齢者を支える前期高齢者が減少すると想定されます。

このように、人口減少や高齢化が進行していくことは、自治会や町内会など地域コミュニティの担い手が不足することとなり、地域の支えあい体制が弱まると予想されます。

■将来人口の推計

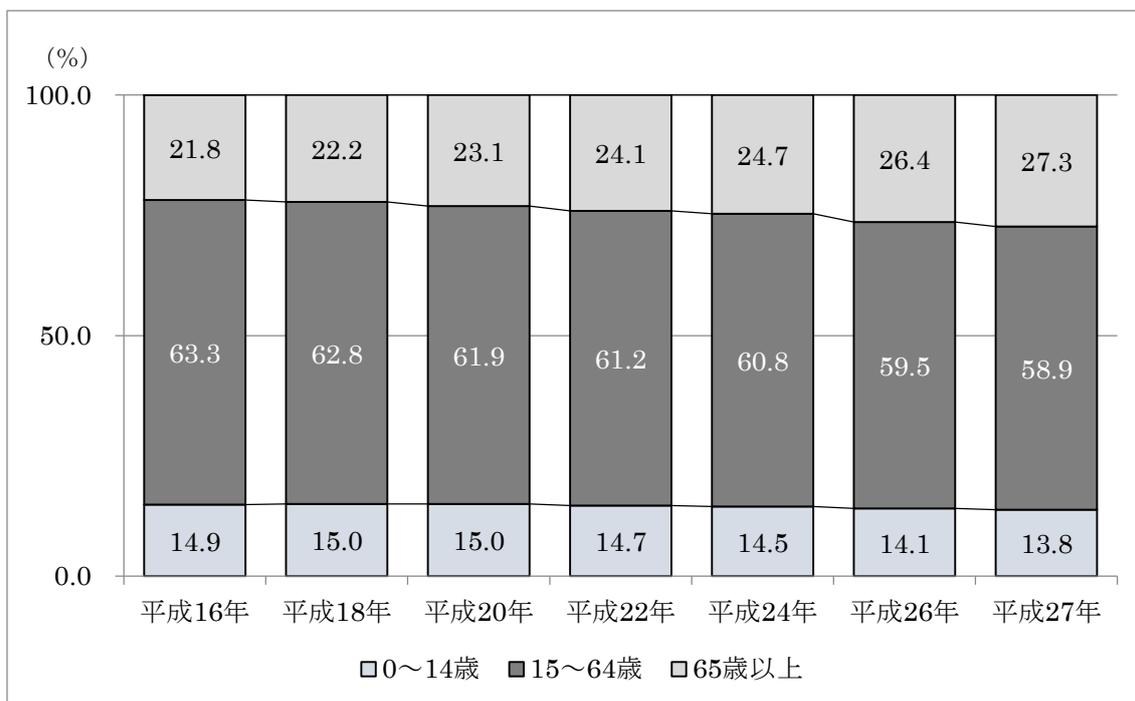


資料：砺波市高齢者保健福祉計画（第6期計画）
 （平成28年、平成29年推計）
 砺波市人口ビジョン
 （平成32年、平成37年推計）
 ※平成25年から外国人を含む

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別の人口構成の推移をみると、「0～14歳」、「15～64歳」は年々減少している一方、「65歳以上」は増加傾向にあり、少子高齢化が進展しています。

■年齢3区分別人口割合の推移



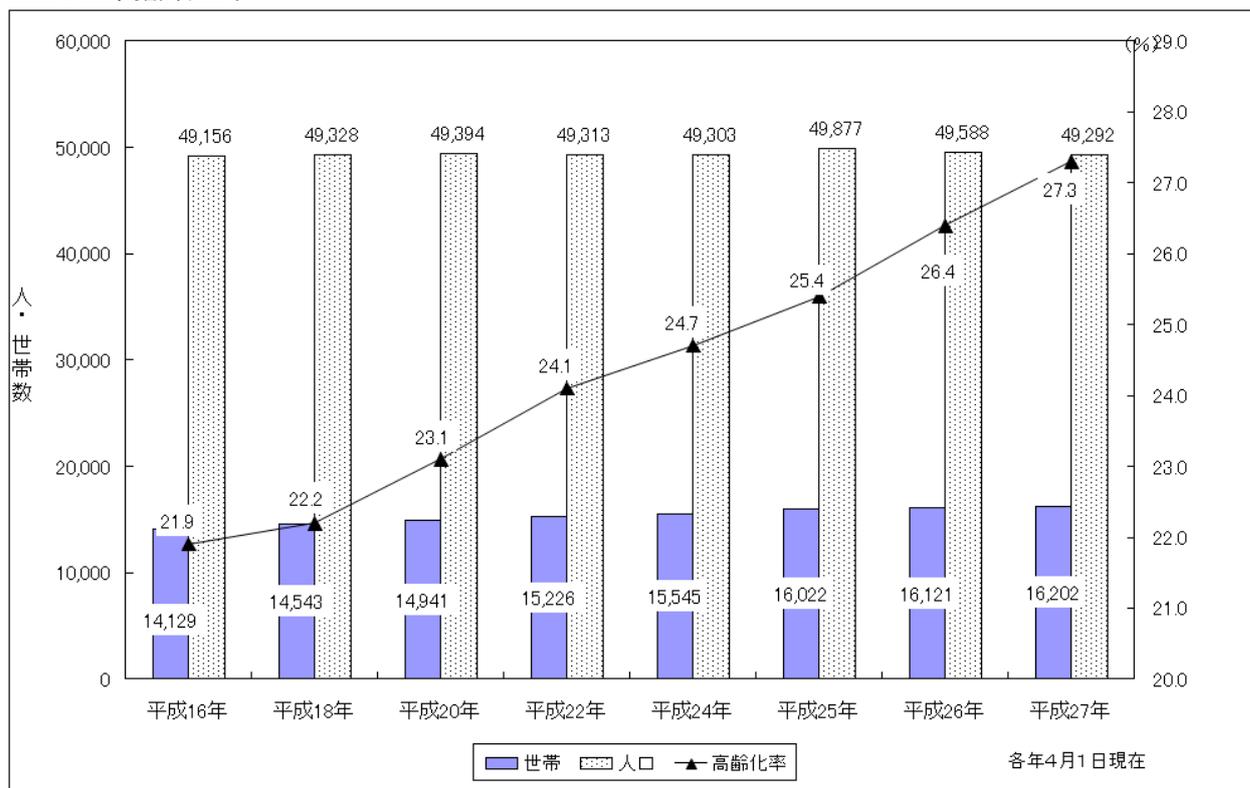
資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

2 人口構造の変化と福祉関係の現状

(1) 総人口と年齢階層別人口及びその割合の推移

全国的に少子高齢化が進展しており、本市においても高齢化が着実に進行しています。一般に65歳以上の高齢者（老年人口）の総人口に占める割合が21%を超えると「超高齢社会」と言われますが、本市は既にその率を超えており、平成27年では27.3%となっています。

■人口と高齢者比率



資料：住民基本台帳

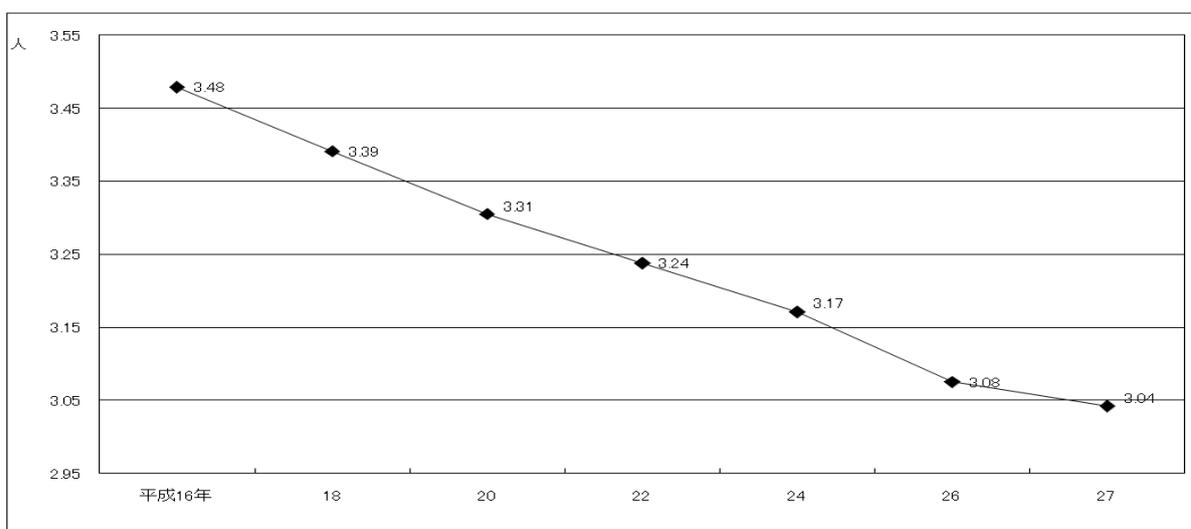
(2) 世帯数、世帯人員構成などの推移

世帯人員構成の推移をみてみると、1世帯当たりの世帯人員数は年々減少しており、平成27年は3.04人となっています。

また、平成22年の国勢調査から世帯の状況を見ると、1人世帯(単身世帯)が19.7%、2人世帯が22.5%と、平成17年に比べてそれぞれ多くなっており、5人以上の世帯は19.7%(平成17年:23.1%)と少なくなっています。

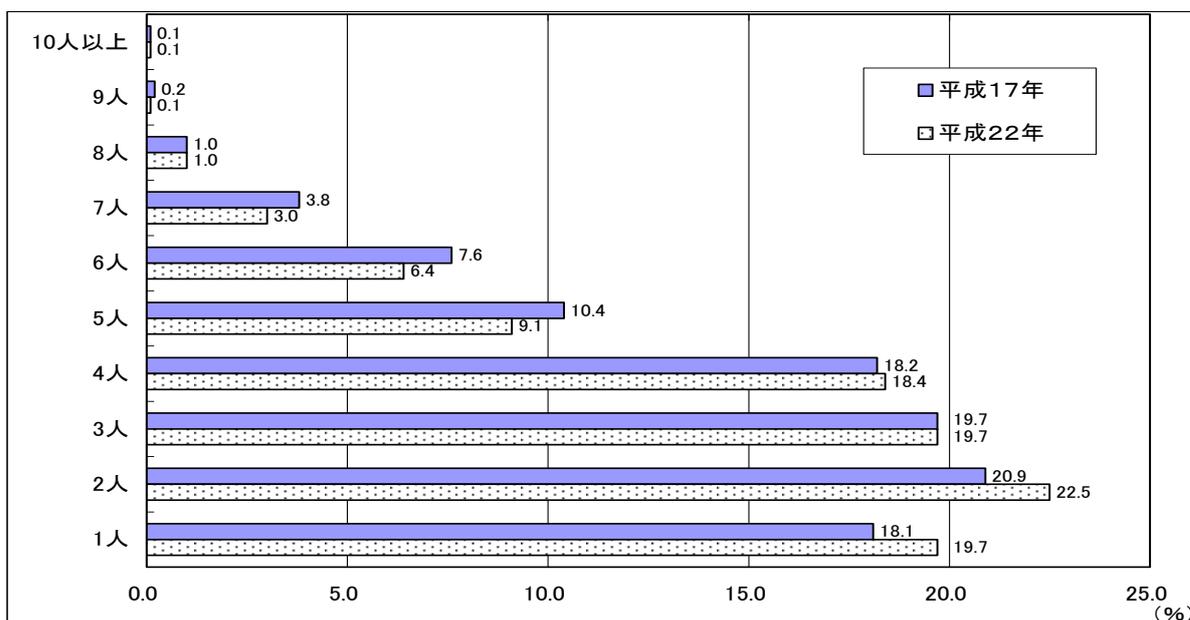
こうした世帯構成は家庭内の介護、教育、育児などにも少なからず影響を及ぼしているものと考えられます。

■1世帯当たりの世帯人員数



資料：住民基本台帳

■世帯の人員数別世帯構成比 (平成17年・22年)

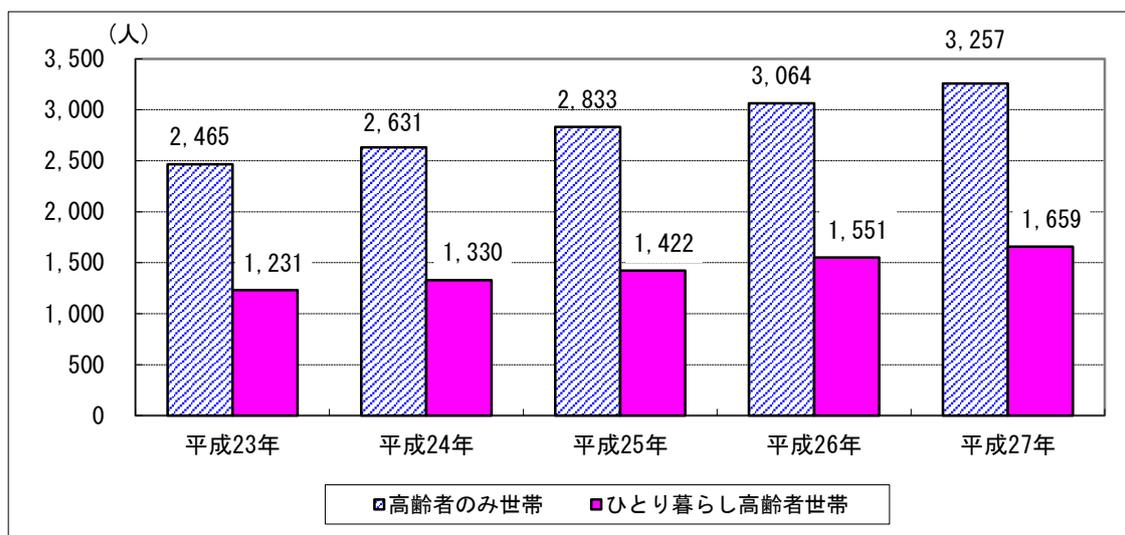


資料：国勢調査

(3) 高齢者のみ、ひとり暮らし高齢者世帯の状況

本市の高齢者のみ世帯は、平成27年には3,257世帯、ひとり暮らし高齢者世帯は1,659世帯となっています。平成23年と比較した場合、高齢者のみ世帯は1.32倍、ひとり暮らし高齢者は1.35倍に増加しています。

■高齢者のみ、ひとり暮らし高齢者世帯の状況



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
高齢者のみ世帯	2,465	2,631	2,833	3,064	3,257
ひとり暮らし高齢者 (a)	1,231	1,330	1,422	1,551	1,659
高齢者人口 (b)	11,888	12,181	12,693	13,099	13,474
(a)/(b)	10.4%	10.9%	11.2%	11.8%	12.3%

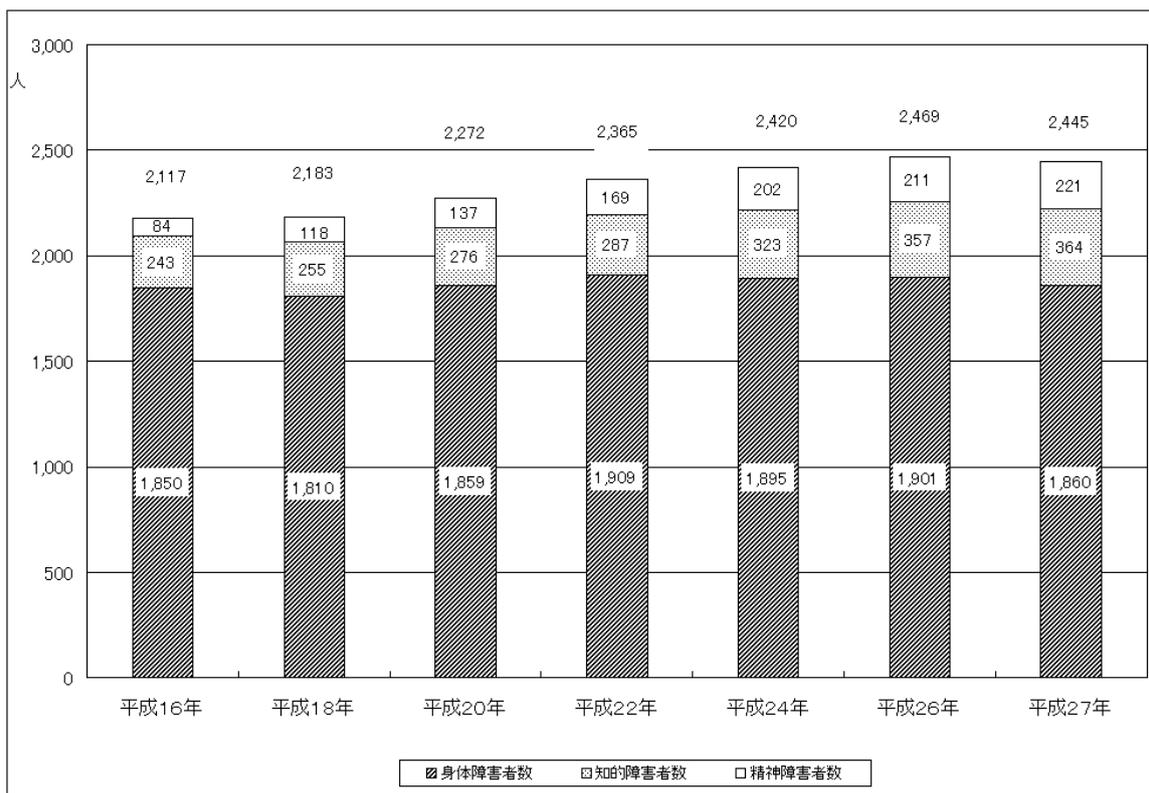
※ひとり暮らし高齢者世帯は高齢者のみ世帯の内数

資料：砺波市高齢者保健福祉計画（第6期計画）
各年4月1日現在

(4) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成27年に2,445人で、障害者手帳所持者の総人口に占める割合が、平成27年は5.0%（平成16年:4.3%）で、平成24年まで増加していますがそれ以後は大きな変化が見られません。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課 各年4月1日現在

(5) 放課後児童クラブの状況

全小学校校下に放課後児童クラブが設置されており、平成26年度の放課後児童クラブの登録人数は445人となっています。平成21年度からは、登録人数が1.19倍に、4年生以上は2.5倍にそれぞれ増加しています。

■放課後児童クラブの登録人数 (単位:人)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	登録人数	4年生以上 (内数)										
出町	28	0	29	0	27	0	21	0	27	0	27	0
庄南	39	0	32	0	51	0	45	0	53	0	39	0
砺波東部	88	0	90	0	150	0	150	0	140	0	141	0
砺波南部	38	0	45	0	49	0	49	0	53	0	49	0
砺波北部	66	0	68	0	69	0	69	0	65	2	70	1
庄東	30	3	36	3	39	4	28	1	39	7	33	3
鷹栖	45	3	49	4	54	7	51	9	48	12	52	11
庄川	40	0	35	0	33	0	29	0	34	0	34	0
合計	374	6	384	7	472	11	442	10	459	21	445	15

資料：子ども・子育て支援事業計画

(6) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の状況

市内7か所に子育て支援センターが設置されており、平成26年度の親子の延べ利用者数は43,896人となっています。平成21年度からは、親子の延べ利用者数が1.27倍に増加しています。

■子育て支援センター利用者数（親子の延べ人数） (単位:人)

支援センター	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
北部子育て支援センター	8,783	9,351	10,276	8,936	11,520	9,864
太田子育て支援センター	6,742	6,926	7,162	6,753	7,002	8,320
庄川子育て支援センター	6,404	5,528	5,730	4,941	5,711	5,388
出町子育て支援センター	-	-	-	4,498	5,419	5,136
東野尻子育て支援センター	4,456	4,220	5,920	4,089	4,347	5,672
東般若子育て支援センター	3,508	3,645	2,878	3,007	3,842	2,285
ちゅうりっぷ子育て支援センター	4,610	4,862	5,533	6,261	6,246	7,231
合計	34,503	34,532	37,499	38,485	44,087	43,896

資料：子ども・子育て支援事業計画

(7) DV相談件数の推移

DV（家庭内暴力など）の相談件数は、平成23年度から受付を開始し、DV窓口相談（社会福祉課）の件数が増加傾向にあります。

■DV相談件数の推移

（単位：延べ件数）

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①	女性弁護士相談 （月1回）	31	35	33	34
②	悩み相談（月2回）	73	67	59	70
	内DV相談	(21)	(36)	(38)	(36)
③	DV相談ダイヤル （直通専用電話）	5	15	19	10
④	DV窓口相談 （社会福祉課）	35	30	36	42
合計		144	147	147	156

※上記①は富山県弁護士会へ委託。上記②はウィメンズカウンセリング富山へ委託。（ ）は内数

資料：社会福祉課 各年3月末現在

(8) 高齢者、障がい者虐待相談件数の推移

高齢者、障がい者の虐待相談件数の合計は、平成26年度は17件となっています。障がい者の虐待相談窓口は、平成24年度より設置しています。

■高齢者、障がい者の相談件数の推移

（単位：件数）

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①	高齢者虐待相談件数	27	37	20	15	16
②	障がい者虐待相談件数	—	—	1	3	1
合計		27	37	21	18	17

資料：地域包括支援センター、社会福祉課 各年3月末現在

3 第1次計画の評価と課題

第1次計画では「互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり」を基本理念として、4つの基本目標を立て、16の施策・事業を実施し、地域福祉を推進してきました。その16の施策・事業について、項目別に評価と課題を整理しました。

施策① 地域福祉活動の中心としての市社会福祉協議会の充実

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市と市社協とは共に連携し、地域福祉の推進を担うとともに、活動計画に基づく事業等に対して積極的に支援した。 ・職員の人事交流をはじめ、砺波市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の6ブロック協議会へともに参加し、情報共有に努めた。 ・地域福祉を取り巻く諸課題や多様化する市民ニーズに対応し、新たな事業展開に努めた。（平成20年度：災害時要援護者登録、平成23年度：ボランティアポイント制度、平成26年度：安心ポケット事業等）
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートにおいて、市社協の事業内容を知らないと言った意見が多くみられ、広報活動の強化や積極的に地域へ出向き、顔の見える市社協への組織及び機能の強化が求められる。 ・近年の法改正に伴う、避難行動要支援者、生活困窮者、障がい者、母子父子家庭等への支援についても、新たに取り組む必要がある。

施策② 地区福祉推進協議会の活動支援

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉推進協議会（以下「地区福祉推進協」という。）の知名度アップや活動内容の周知徹底が課題であったが、市及び市社協職員が積極的に地区へ出向き、市社協と地区福祉推進協とが連携を取りやすい体制の構築に努めた。 ・市社協の概要パンフレットや第2次地域福祉活動計画のダイジェスト版を作成し、地区福祉推進協の役割や取組内容についての広報周知に努めた。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・21地区間で活動の温度差があるため、先進的な取組を行っている地区福祉推進協の紹介や、地域福祉課題に対する意見交換会を開催するなど、組織の強化や充実を図ることが課題である。 ・地域福祉コーディネーターや福祉サポーターなどの福祉人材育成についても、地区福祉推進協と連携し取り組んでいく必要がある。

施策③ ボランティア等の活動推進

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協との連携により、新たにボランティアポイント制度を新設（平成23年7月より試行）し、ボランティア活動の推進に取り組んだ。 ・平成24年度に砺波市社会福祉会館（以下「市福祉会館」という。）の倉庫をボランティアセンターに、平成27年度に2階トイレを男女別・洋式化に改修し、ボランティアグループの活動の拠点づくりに努めた。 ・市企画調整課及び市社協との連携により、毎年9月にボランティアフェスティバルを開催し、ボランティアの推進に努めた。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートにおいて、ボランティア活動の参加者はほとんどが60歳以上の女性であり、若い世代と男性への参加の呼びかけや周知が課題である。 ・ボランティアポイント制度は新設から5年目を迎えることから、事業の見直しや改善が求められる。 ・介護保険法改正に伴い、団塊の世代などの元気な高齢者が参加できるボランティアの仕組みづくりが課題となる。

施策④ ふれあいのある地域づくり

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支えあい助けあい活動の一環として、市社協と連携し、ボランティア活動や地域総合福祉推進事業（以下「ケアネット活動」という。）の普及推進に努めた。 ・地域のつながりの希薄化が社会問題となる中、いきいきサロンの充実やデイホーム事業の継続に努めた。 ・地域コミュニティの醸成を図るため、市特別枠事業などを活用し、平成25年度に高齢者ささえ隊事業、平成26年度に安心ポケット事業、平成27年度に地域力でささえ愛事業に取り組んだ。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートにおいて、ボランティア活動について、頼まれれば参加したい、種類がよく分からない、機会があれば参加したいという意見が多く、これら潜在的なボランティアへの参加意識を持った市民への参加の機会を提供することや、広報周知の強化が課題である。 ・市民アンケートにおいて、障がい者本人やその家族から障がい者との交流やイベント・地域行事への参加を望む声が多いことから、障がい者が地域に参加できる場づくりに努めていく必要がある。

施策⑤ 民生委員児童委員活動の支援

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砺波市地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）と市社協職員がともに6ブロックの砺波市民生委員児童委員地区ブロック協議会（以下「地区民児協」という。）定例会に出席し、民生委員児童委員の活動を支援した。 ・民生委員児童委員の資質向上及び情報の共有を図るため、平成25年度より市社会福祉課、包括支援センター、市社協によるミニ研修会を毎月実施した。 ・民生委員児童委員の負担を軽減するため、委員数の増員に努めた。（平成22年度、平成25年度で各1名増）
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉課、包括支援センター、市社協と引き続き連携を図り、複数体制で民生委員児童委員の活動を支援していくことが必要である。 ・支援内容の複雑化により、民生委員児童委員の活動の負担が大きくなってきていることから、なり手不足や一期（3年）での交代が多くなることが懸念される。 ・民生委員児童委員をサポートする福祉人材の育成が課題である。（地域福祉コーディネーター、福祉サポーターの育成など）

施策⑥ 世代間交流の推進

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砺波市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）や地区福祉推進協と連携し、世代間交流事業の推進や取組を支援した。 ・障がい者スポーツ大会の運営に高校生や大学生のボランティアを受入れ、障がいを持った人との交流と若年層のボランティア活動を推進した。 ・学生インターンシップ事業や中学生を対象とした行政出前講座を積極的に受入れ、児童生徒の福祉教育や体験を推進した。 ・平成27年度より市において三世代同居推進事業を実施し、家庭や地域での世代間交流の推進に努めている。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から取り組んでいる三世代同居推進事業のより一層の周知が必要である。 ・地域での世代間交流及び障がいをもった人にも参加しやすい交流行事の開催が必要である。 ・若い世代の福祉に関する関心が低いことから、学校や児童・生徒への福祉教育や体験教室の開催への積極的な働きかけが必要である。 ・市老連や高齢者の生きがい活動団体などと連携し、元気な高齢者が伝統芸能及び昔遊びを伝承する場づくりや、機会を提供する仕組みづくりが必要である。

施策⑦ ご近所顔なじみの地域づくりと要援護者の把握

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員と連携し、要援護者登録やマップ作りに取り組み、地域での要援護者の把握と支援体制づくりに努めた。 ・ 平成 25 年度の災害対策基本法（以下「災対法」という。）の改正により、平成 27 年度より避難行動要支援者登録制度を新設し、高齢者や障がい者など災害時に自力で避難できない人に対し、ご近所の住民で行う支援体制づくりに取り組んだ。 <p>また、福祉関係者のみならず、自主防災組織や自治会への協力も行政出前講座などで呼び掛けている。</p>
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者登録制度の定着に向け、地域住民への制度周知が必要である。 ・ 避難行動要支援者を支援する支援関係者が自治会長などの役員任期中の充て職であることが多いため、個人情報取り扱いや要支援者を支援する人の引き継ぎが課題となる。 ・ 災害時の支援体制を生かすには、日頃からの地域コミュニティの醸成を図る仕組みづくりが必要である。

施策⑧ 富山型デイサービス等の充実

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市機構改革により、所管を市高齢介護課へ移管し、高齢者や障がい者が区別なく同じように介護サービスを受けることができる体制の強化を図った。 ・ 事業所と民生委員児童委員など福祉関係者が情報交換できる場を設置し、利用者への情報共有を図るとともに、利用者の適切な支援に努めた。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資や事業を充実させるための情報提供を図ることが必要である。 ・ 富山型デイサービスの運営をサポートできるボランティアや福祉人材の育成に努める必要がある。

施策⑨ 既存施設の有効利用

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協と連携し、地域の公民館などを有効活用するよう働きかけ、いきいきサロン事業などの地域行事の充実を図った。 ・空き事務所を有効活用し、高齢者の生きがい活動の拠点整備に努めた。(砺波市出町生きがいセンター) ・既存施設を有効利用するため、平成24年に市福社会館の一部を改修し、ボランティア活動の拠点整備に努めた。(ボランティアセンター、トイレ) ・砺波市福祉センター(以下「福祉センター」という。)の老朽化に伴う修繕を行ったほか、平成27年に空き家及び空き地を活用した駐車場整備を行った。(麦秋苑)
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設整備の財源確保が厳しいことから、社会福祉法人やNPO法人・団体等と連携しながら、空き家や空き地の有効活用も含めて、交流拠点の整備を図っていくことが必要となる。 ・市民アンケートや地区懇談会において、身近な場所での交流の場づくりが必要という意見が多いことから、自治会の公民館などを有効活用していく仕組みづくりや働きかけが必要である。 ・既存の福祉センターの耐震化や老朽化に対する施設整備が必要である。

施策⑩ 公正な福祉サービスの評価

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から社会福祉法人の指導監査等の業務が県から市へ権限移譲されたことから、市の関係部署(社会福祉課、高齢介護課、こども課)にて情報共有し、適正な福祉サービスの事業評価の実施を指導している。 ・民生委員児童委員に社会福祉法人の役員や第三者評価委員を依頼し、法人及び事業所の公平な福祉サービスの提供と評価の実施に努めている。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の指導監査を実施する職員の資質向上と他部署との情報交換が必要である。 ・事業所におけるサービスの質の向上につなげるため、第三者による事業評価と評価結果を公表するよう働きかけることが必要である。

施策⑪ 高齢者・障がい者等の雇用創出

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砺波市シルバー人材センターと連携し、高齢者の就業機会の確保や生きがい活動の場の提供に努めた。 ・ 一般企業への就労が困難な障がい者に就労の場を提供するため、市内の福祉作業所数が、平成24年の6箇所から平成26年に8箇所と増加しており、市内の就労機会の拡大が図れた。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年延長や年金支給年齢の引上げなど、高齢者の雇用環境が大きく変化しており、実態にあった就労支援への取組が必要となる。 ・ 市民アンケートにおいて、就労している障がい者の約4割がパート、アルバイト等の非常勤職員となっており不安定な就労状態となっている。 ・ 障がい者の更なる一般企業への就労支援を図るため、ハローワークや就労移行型事業所と連携を図る必要がある。

施策⑫ 総合的な相談支援体制の確立

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における高齢者や障がい者などの身近な相談相手である民生委員児童委員の研修機会の充実を図り、相談対応力の向上に努めた。 ・ 市社協と連携し、総合相談（法律、行政、人権、一般相談）事業を継続的に実施し、住民の心配ごとや福祉問題などに対する支援体制の確立に努めた。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケートや地区懇談会において、相談しやすい体制づくりの整備などを望む声が多い。特に、障がい者本人やその家族、母子・父子家庭に多く、相談支援体制の整備と充実することが、引き続きの課題である。 ・ 相談内容が多様化、複雑化しており、相談内容に対応できる人材の育成又は能力の向上のほか、関係機関（支援体制）の連携強化が必要となる。

施策⑬ 地域権利擁護の推進

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協と連携し、日常生活に不安のある方が安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業を実施し、高齢者や障がい者などの権利擁護に努めた。 ・民生委員児童委員協議会の定例会で、成年後見制度や日常生活自立支援事業などについての研修会を開催し、制度の周知を図るとともに必要に応じて包括支援センターなどへつなぐことができる体制づくりに努めた。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度を知らないという意見が多く、引き続き普及啓発をする必要がある。 ・支援を必要とする人が必要な支援を受けられるよう制度の利用促進や、地域での身近な相談相手である民生委員児童委員などへの研修や周知を強化する必要がある。 ・高齢者及び障がい者への虐待や家庭内暴力などのドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）の件数が増加傾向にあることから、窓口相談や受付体制について、関係機関と連携を図りながら支援体制を整備する必要がある。

施策⑭ 暮らしやすい生活環境の整備

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者にやさしい社会全体の基盤整備として、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点から公共施設の整備に努めた。（公共施設の洋式化等のトイレ改修整備等） ・近年、大規模小売店や商業施設の建設が相次いでいることから、建設前に段差解消や車イスの通行に配慮した幅員、障がい者用の駐車スペースの確保などの要望に努めた。 ・市社協と連携し、ふれあい号事業の充実や運転ボランティアの確保や育成に努めた。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者にやさしいバリアフリーやユニバーサルデザインを踏まえた公共施設の整備を推進するとともに、大規模小売店や商業施設等へもこれらを配慮した建設について要望していく必要がある。 ・ふれあい号による移動手段支援には運転ボランティアの確保と育成が必要である。 ・山間地の高齢者や障がい者などの買い物や移動手段を心配する声が多く、対応について検討する必要がある。

施策⑮ 分かりやすい福祉情報の提供

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協と連携し、広報となみに毎月市内の福祉情報を掲載することで、ボランティア活動、相談事業、善意事業など福祉情報の発信に努めた。 また、平成 27 年 8 月号からタイトルを、「となみの福祉」から「社協だより」に変更し、社協の文字を前面に出すよう工夫した。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係者のみに限らず、住民だれでも分かりやすく、見やすい広報づくりに取り組むため、職員の研修等による情報発信力の向上に努める必要がある。 ・市民アンケートや地区懇談会において、福祉情報の発信が不足しているとの意見が多く、今後は時代に即した情報発信方法を工夫するとともに、市民の関心を高める広報啓発に努める必要がある。

施策⑯ 福祉・保健・医療の連携と情報交換の推進

<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市機構改革により所管を市地域連携推進室とし、専任職員を配置することで、福祉、保健、医療のほか介護、教育、就労も含めた連携と情報交換の強化を図った。 ・平成 26 年度に関連する第 6 期砺波市高齢者保健福祉計画及び第 4 期砺波市障がい福祉計画が策定され、平成 37 年度（2025 年）の将来予測を踏まえ、市民と行政の協働による地域包括ケアシステムづくりの推進に努めている。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築には、福祉、医療、保健、介護といった行政の連携だけではなく、医療機関、介護サービス事業者、地域、個人といった市民と行政の更なる連携が必要となる。

4 市民アンケート、地域懇談会から見える地域課題

本計画の策定にあたっては、社会福祉法の規定により市民の意見を反映させながら取り組む必要があること、また、市民の地域福祉ニーズを把握するために、市社協と連携し、次のとおり市民アンケート及び地域懇談会を実施しました。

(1) 市民アンケートの概要

- ① 実施期間 平成27年4月～5月
 - ② 部門及びサンプル数 5部門1,113サンプル
- 内訳
- 1) 一般市民向けアンケート (441サンプル)
 - 2) 高齢者向けアンケート (230サンプル)
 - 3) 障がい者本人向けアンケート (112サンプル)
障がい者の家族向けアンケート (50サンプル)
 - 4) 児童の保護者向けアンケート (165サンプル)
 - 5) ボランティア・NPO・福祉団体向けアンケート (115サンプル)

(2) 地域懇談会の概要

- ① 実施期間 平成27年7月～8月
- ② 実施方法及び回数 市内8小学校区別で11回開催
(砺波東部小学校区・庄東小学校区・庄川小学校区は各2回開催)
- ③ 実施時間 各会場とも19:30～21:00
- ④ 内容 討議1 各地区の良いところ(社会資源)について
討議2 アンケート結果に基づく課題について、「自分・家族でできること」、「地域でできること」、「行政・社協でできること」を、地区ごとに3つのグループに分け検討した。

(3) 市民アンケート、地域懇談会のまとめ(抜粋)

資料編参照



鷹栖地区の地域懇談会



太田地区の地域懇談会

5 計画策定に向けた課題の整理

(1) 第1次計画、市民アンケート、地域懇談会の総括

第1次計画の評価と課題、本計画策定のための市民アンケート、地域懇談会の分析結果をもとに総括を行いました。その結果、浮かび上がってきた課題などを次のとおり整理しました。

【福祉への理解と関心】

- アンケート結果の回答率からも若年層の福祉に対する関心が低く、若い世代に福祉教育の機会を提供していくことが必要である。
- 市社協の活動内容をはじめ地域福祉活動の全般にわたり、市民に知られていない状況がみられ、継続的な普及啓発と情報発信力の強化が必要である。特にボランティア活動に関する情報提供を望む声が多い。
- 市民アンケートや地域懇談会の取組によって福祉への関心が高まるとの意見が多く、今後は定期的実施する必要がある。

【地域での交流の広がり】

- ふれあい・いきいきサロンなどの展開により、身近な交流の場は着実に増加し介護予防につながっているが、更に活動の充実（より身近な場所での開催・回数の増加等）を望む声が多い。
- 障がいに対する理解や障がい者との交流を望む声が多いが、個人情報の取扱いについての検討が必要である。
- 地区ボランティアセンターなどの福祉活動拠点は、住民が利用しやすい運営方法を引き続き検討することが必要である。

【人材育成】

- 地域福祉を支える担い手が不足しており、福祉活動の継続や発展のため、現行のボランティアポイント制度の見直しも含め、新たな担い手の確保が必要である。
- 民生委員児童委員への負担が大きいことから、地域福祉コーディネーターや福祉サポーターの活動の充実を望む声が多い。

【地域内での連携や協力】

- 自分や家族、地域でできることとして、「ひとり暮らし高齢者などの見守り」、「話し相手や相談相手」、「買い物支援」、「除雪支援」などに参加したいとの意見が多く、参加方法や情報提供方法について検討する必要がある。
- 高齢者や障がい者の地域での生活支援としてケアネット活動を望む声が多く、地域コミュニティの醸成を図る意味でもケアネット活動の充実が必要である。
- 日頃から災害に対する意識が低く、避難行動要支援者登録制度の開始を契機に、平常時からの要支援者の情報提供を活用した、災害時の備えと地域コミュニティの醸成が必要である。

【その他】

- 高齢化率の上昇が著しい山間地域では、高齢者の移動支援や買い物支援を希望する意見が多く、どのような取組ができるのか検討していく必要がある。
- 生活困窮者や引きこもりなど、地域で孤立している方への相談体制や支援体制を充実していく必要がある。

6 地域福祉に関する国の動向 ～社会的な背景～

(1) 地域への移行

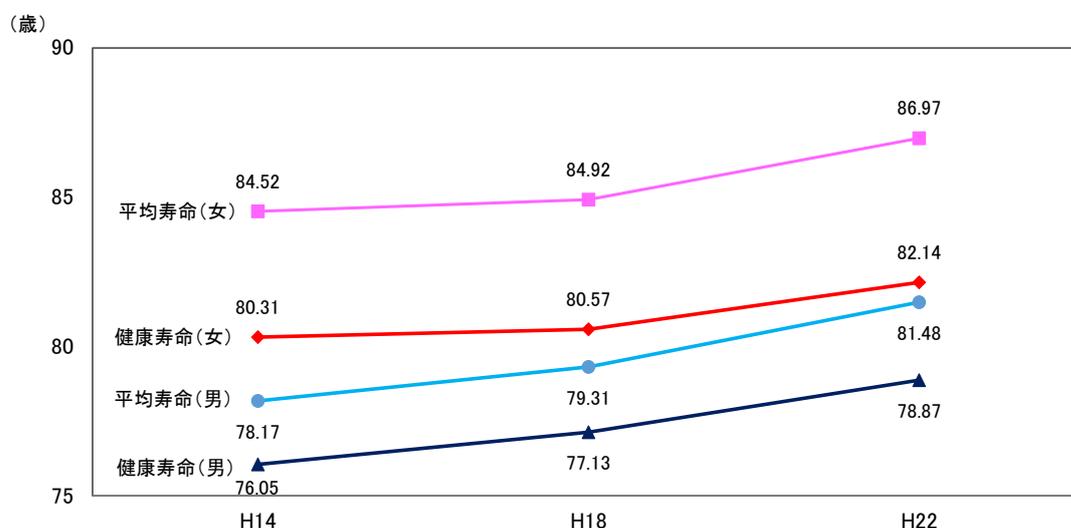
近年の国の福祉施策は、個人の尊厳を尊重する視点から個々人の生活全体に着目し、たとえ障がいがあっても、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくことが基本的な考え方であり、それに基づき施設・病院から地域への移行が進められ、在宅福祉サービスの重点的な確保が求められています。

このような地域での自立と社会参加を一層進める観点から、介護保険法による地域包括ケアシステムの構築や、障害者総合支援法への改正など地域での生活を支援するための施策が拡充されています。

(2) 超高齢社会への対応

国においては、今後目指すべき超高齢社会は高齢者のために限定された社会ではなく、高齢社会に暮らす子どもから高齢者まで全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせる豊かな社会であると提唱しています。また、これまでの「人生65年時代」を前提とした高齢者の捉え方についての意識改革をはじめ、働き方や社会参加、地域におけるコミュニティや生活環境の在り方、高齢期に向けた備え等の仕組みについて、次世代を含めた循環にも考慮しつつ、これからの「人生90年時代」を前提とした仕組みに転換しなければならないと指摘しています。この中で、地域力の強化と安定的な地域社会の実現のために、地域の人々、友人、世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「共助」を再構築する必要があると提言しています。

■ 男女別平均寿命・健康寿命の推移



資料：砺波市健康プラン 21（第2次）

<参考> 第2次地域福祉計画策定において新たに関係する法律等**(1) 地域での子ども・子育て支援**

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が制定されました。また、平成27年4月からは、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

(2) 地域での障がい者自立支援

平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、支援対象として政令で定める難病等が追加されたほか、支援の仕組みの再構築が段階的に進められました。

(3) 災害を想定した平常時からの地域での要支援者支援

平成23年3月に発生した東日本大震災からの教訓を受けて、災害時における要援護者支援の重要性が増すとともに家族や地域の絆の大切さが再認識され、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の同意を得ることで平常時から要支援者の情報が関係者へ情報提供されることとなりました。

(4) 生活困窮者への自立支援

平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業や就労支援などの所要の措置を講ずることとなりました。

(5) 地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）が成立しました。

ボランティア、NPO等の多様な主体による見守り、配食、買い物支援等の生活サービスの充実や社会参加が推進され、地域での介護予防活動の充実が図られることとなりました。

7 まとめ 計画策定の留意点

ここまで地域福祉の現状、課題や情勢等を中心にみてきましたが、計画策定にあたっては、近い将来に想定される社会状況を考慮していく必要があります。

(1) 平成37年(2025年)の社会状況への対応

平成22年の国勢調査によれば、我が国の高齢化率(65歳以上の人口の割合)は23.0%で、平成24年以降、団塊の世代が65歳に達し、高齢化率は一層加速すると見込まれています。

さらに、団塊の世代が75歳に達する平成37年(2025年)には、高齢化率は、30%を超えることが予想され、それに伴う社会保障費や医療費の負担増が懸念される、いわゆる「2025年問題」が間近に迫っています。

つまり、平成37年(2025年)は大きなターニングポイントであり、超高齢・人口減少社会が猛スピードで進行するため、全庁的な対策を講ずる必要があります。

(2) 地域コミュニティの変容への対応

今後の要介護者や障がい者などの福祉施策の大きな流れは、「地域への移行」、「地域力の強化」であり、その背景には、コミュニケーションの場や人々の生活を支える場としての「地域」を重視しているということがあります。

一方、都市化の進行、産業構造・雇用形態の変化、ライフサイクルの変化などにより「人の流動化」が著しく進んだ結果、地域コミュニティが弱体化しました。このことは、自治会(常会)加入率の低下や地域団体の役員等の確保が困難であることに現れています。加えて、今後の人口減少により地域コミュニティそのものが喪失する可能性も否定できません。

地域コミュニティの衰退で発生する問題には、住民相互の無関心、社会的排除・孤立、相互扶助機能の低下などが挙げられ、今後地域が「住みにくい地域」に変質する懸念があることを住民も行政も強く認識する必要があります。

これまでの生活の質を今後も維持していくためにも、地域におけるつながりを強化するとともに、地域コミュニティと連携した生活保障の基盤を構築することが重要です。

このため、「地域力」向上を目的に、施策の重点化・総合化による地域支援が必要です。

以上の2つの留意点を踏まえた本計画の方向性は下記のとおりとします。

2025年頃から想定される社会情勢の激変に対応するため、計画策定にあたっては中長期の視点を持ち、第2次砺波市地域福祉計画では、支えあう地域づくりに向けた取組の強化を重点的に進めます。

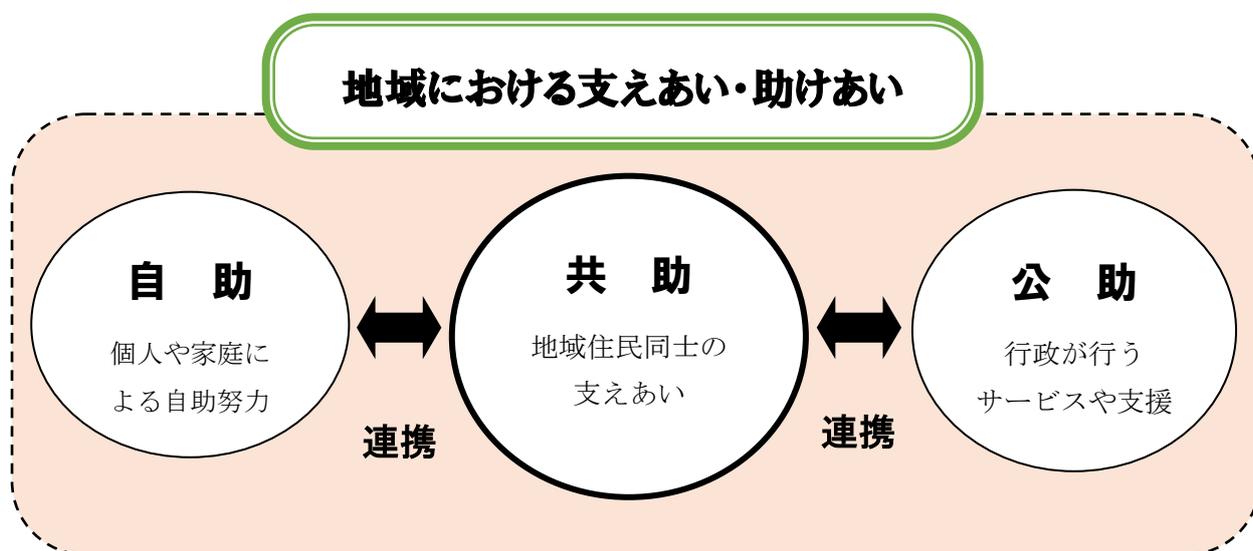
第3章

地域福祉計画の理念と目標

1 地域福祉の基本的な枠組み

「地域福祉」という言葉は、対象範囲・内容が大変幅広く、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組むことが基本となります。

■ 「自助」、「共助」、「公助」の関係図



2 地域福祉計画の理念

住み慣れた地域でその人らしい暮らしを望むこと、つまりは、かけがえのない人間として尊重され、自己の持つ可能性を最大限に発揮しながら、希望や喜びを感じて心豊かに生きることは、市民共通の願いです。

地域には、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人、生活上の課題を抱えている人、自立生活できる人など、様々な人が生活し、また市民一人ひとりの価値観や福祉ニーズもそれぞれの立場や環境によって大きく異なります。さらに、日常的に生じる生活課題も複雑化・多様化しています。

地域に住む幸せを実感できるためには、市民一人ひとりが地域における多様性をお互いに認め、地域社会を構成する一員であるとの自覚をもって自らができることを実

践することが必要です。

その上で、身近な地域の課題を自分自身のこととしてとらえ、相互に支えあい、助けあう地域コミュニティを形成していかなければなりません。

本計画では、市民、地域団体、事業者、行政などの多様な担い手がそれぞれの立場で地域課題に対して主体的に関わるとともに、相互連携を深め、地域全体で支え合い活動を一層進めることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

そこで、本計画の基本理念については、第1次地域福祉計画と同様、市民憲章の第3項「互いに助けあい励ましあう あたたかいまちづくり」とし、この基本理念に基づき地域福祉の推進に努めます。

■基本理念

**互いに助けあい励ましあう
あたたかいまちづくり**



3 地域福祉計画の基本目標

基本理念の実現に向け、地域福祉を計画的かつ効果的に推進するために、次の3つの基本目標を設定し、体系的に施策の展開を図ります。

基本目標① 住民主体の地域づくり

各地域には、地区自治振興会、地区福祉推進協、地区自主防災会などの組織があり、また、民生委員児童委員、地域福祉コーディネーター、福祉サポーターなどの様々な役割をもった人がいます。これらの組織と人を有効に機能させるため、ネットワークの充実と強化を図り、市社協等の関係機関と連携して地域福祉活動のサポート、環境整備に努め、市社協を中心とした地域福祉活動が自然に地域に根付き、住民主役の福祉サービスが提供できるよう努めていきます。

また、地域における活動の中心となる担い手の育成を図るとともに、地域福祉への関心を高める広報・啓発活動及び福祉教育を推進します。

基本目標② みんなで支える地域づくり

地域福祉を推進するためには、地域での支えあいや助けあいが最も重要です。このため市民の地域福祉に対する意識を高め、世代間交流をはじめとした、地域住民が地域の中でふれあう機会や場を増やすことで、人と人との絆を強め、ケアネット活動などの地域での支えあいや助けあいを促進します。

また、ボランティア活動の推進とあわせて、新たに団塊の世代を中心とした、元気な高齢者が参加しやすいボランティア活動の仕組みづくりや、ふれあい・いきいきサロンなどの交流活動を積極的に支援し、みんなで支える地域づくりを推進します。

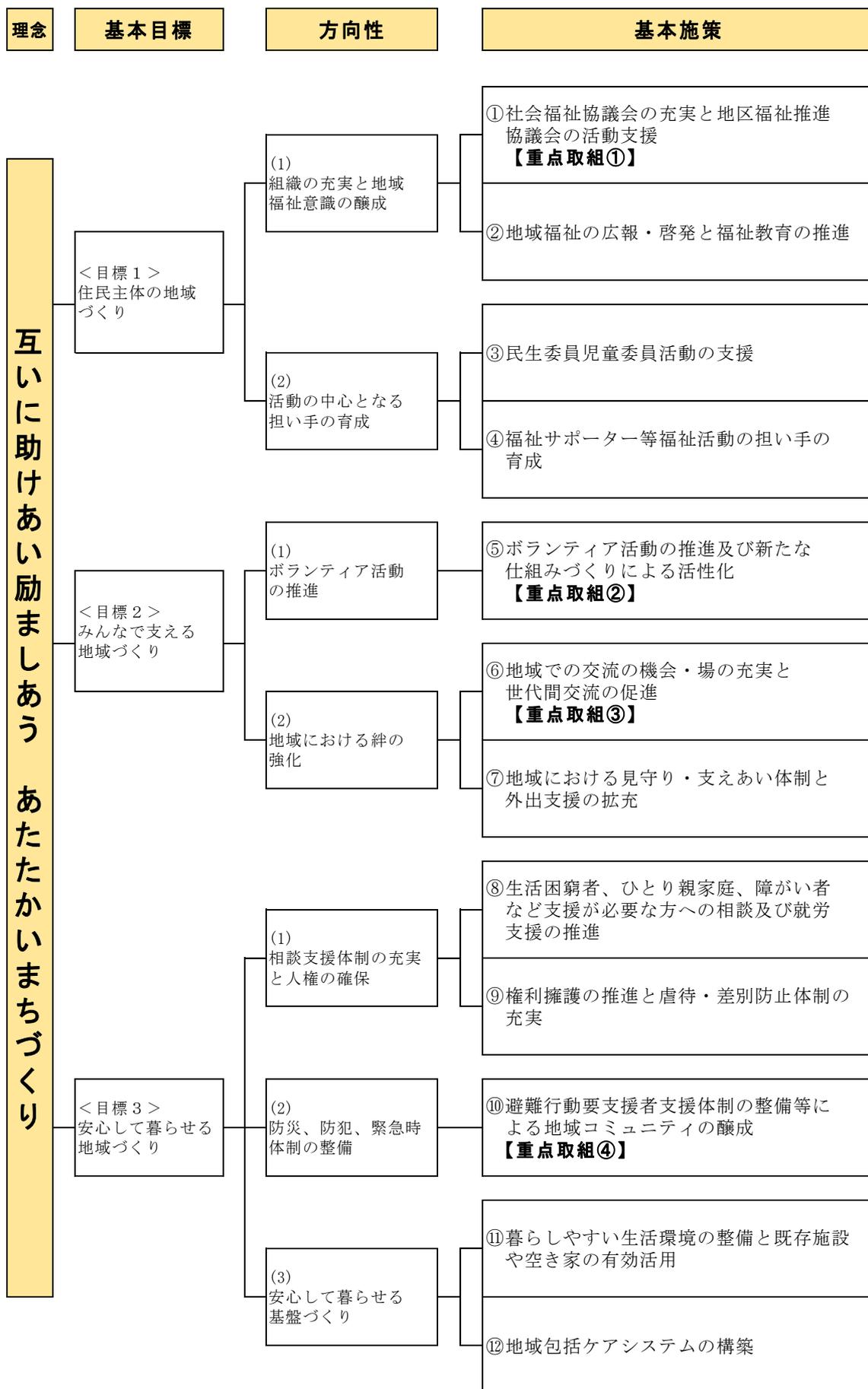
基本目標③ 安心して暮らせる地域づくり

子どもから高齢者まで市民の誰もが地域で安心して暮らすためには、必要な人が適切な福祉サービスを利用できる環境と、生活課題についていつでも気軽に相談できる体制の整備が重要です。行政の施策や福祉サービスに関する情報提供や相談体制を充実するとともに、高齢者や障がいのある方などが安心して暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、福祉サービス基盤の整備に努めます。

また、すべての市民の人権を守ることは、地域福祉の基本的な目標のひとつです。虐待や差別などの人権侵害を防止するために、関係機関の連携によるネットワークを強化します。

さらに、地域の自主防災組織を中心とした、避難行動要支援者支援体制の整備を推進し、日頃からの安全・安心な体制づくりの中から、地域コミュニティの醸成に努めます。

◆計画の体系図



第4章

目標を達成するための施策の展開

基本施策を推進する実施主体を「市民一人ひとり」、「地域」、「市社協」、「市」に区分し、それぞれの取組内容や期待される役割を示しました。

1 基本目標1 住民主体の地域づくり

1－（1）組織の充実と地域福祉意識の醸成

① 社会福祉協議会の充実と地区福祉推進協議会の活動支援【重点取組①】

<現状と課題>

- ・市と市社協は共に連携し地域福祉の推進を担ってきましたが、市民アンケートの結果や地域懇談会の意見から、市社協の活動内容をはじめ地域福祉活動の全般にわたり、市民に周知されていない状況がみられます。
- ・全般的に市社協と地区福祉推進協との協力関係は良好であり、特に地域でのサロン事業やケアネット事業の運営の面で連携が図られていますが、一方では、21 地区間で地域福祉活動にばらつきや温度差があるため、市内統一的な活動や情報提供が求められています。
- ・地域内の様々な課題やニーズに対して組織的な取り組みを進めるために、市社協においては企画力と指導力の向上、地区福祉推進協においては構成団体との連携強化が求められます。

施策の方向性

- ・市社協及び地区福祉推進協の活動と役割の必要性について、地域住民に理解と協力を求めています。また、地域住民に対して適切な情報提供やニーズに応じた地域福祉活動が実践できる組織への変革を図り、住民主体の地域づくりを推進します。
- ・本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画の市民評価と地域における生活課題や住民ニーズの把握に努めるため、地域懇談会（意見交換会）を毎年開催します。また、市社協と地区福祉推進協の相互の連携と組織強化を図ります。（重点取組①）

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協、地区福祉推進協が行う活動等に関心を持ち、地域活動に積極的に参加します。 ○町内会・自治会等の各種コミュニティ団体のお世話や、行事の準備を手伝うなど、積極的に地域福祉に関わります。 ○地域福祉活動の財源となる共同募金の趣旨を理解し、募金活動に協力します。
★ <u>地域</u> の取組 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協と連携し、地域住民の積極的な参画により地域福祉の推進に努めます。 ○地域内の要支援者支援活動ネットワークづくりを進める観点から、地区福祉推進協の構成団体の拡大に努めます。 ○随時、若手の事業推進リーダーを登用するなど、活力ある組織体制の構築に努めます。 ○役員やスタッフになっても大きな負担とならないよう、また、後継者が育つよう、地域全体で協力し支援します。 ○地域の広報誌に企業、商店等の有料広告を掲載する等の新たな財源確保や魅力アップにつながる連携の仕組みをつくります。
★市社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市及び地区福祉推進協と連携を図り地域懇談会を毎年開催し、事業の評価を受けるとともに、地域における生活課題やニーズの把握に努めます。なお、参加者は従来の福祉関係者に限らず、若い世代、子育て世代、団塊世代の男性、自主防災会、企業等これまでに参加する機会が少ないとされてきた方々を対象とします。 ○地区福祉推進協の活動指針や活動マニュアルを作成し、各地区の活動が統一的（一部の独自課題を除く）に実施されるよう努めます。 ○地区福祉推進協と連携を図り地域福祉を推進するとともに、事業や活動に対する支援体制を強化します。 ○職員が積極的に地域に出向き、誰もが福祉を身近に感じ理解を深められるよう努めます。 ○地域福祉活動の財源となる共同募金運動への協力者の拡大に努めます。
★市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協と連携を図り地域懇談会を開催します。(社会福祉課) ○市社協及び地区福祉推進協の活動に対しての必要な支援と組織の強化を図ります。(社会福祉課) ○市の広報誌及びホームページを活用し、市社協及び地区福祉推進協の活動の情報発信に努めます。(企画調整課、社会福祉課)

※1 上記実施主体の「★地域」とは、地区自治振興会、地区自主防災会、地区福祉推進協、地区民児協、NPO、ボランティアグループ、自治会、企業等をいいます。



②地域福祉の広報・啓発と福祉教育の推進

<現状と課題>

- ・市民アンケートの結果や地域懇談会の意見から、福祉情報の発信が不足している状況がみられ、今後は時代に即した情報発信方法を工夫するとともに、地域福祉に対する市民の関心を高める広報啓発に努める必要があります。
- ・地域福祉を推進していくうえで活動を促進し、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする、地域福祉意識の醸成を図る必要があります。
- ・市民の地域福祉意識の啓発や生涯にわたる福祉教育を推進していくことで、地域福祉の向上を図ることが必要です。

施策の方向性

- ・今後の地域福祉推進にあたっては、地域福祉の意義や必要性についての市民の理解と協力が不可欠であり、市民の地域福祉活動への参加を促進する観点から、市民が地域情報を得やすい広報体制をそれぞれの実施主体ごとに構築し周知に努めます。
- ・市民の地域福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校・企業等における福祉教育の推進を図るとともに、ボランティア活動など地域福祉活動への参加に結びつく体験やふれあいの機会をつくります。
- ・小中学校における福祉教育を推進する一環として、障がいの疑似体験等の出前講座、障がい理解講座を市内全ての小中学校で実施を目指します。

実施主体	取組内容・期待される役割
<p>★市民一人ひとりの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯を通じ、地域福祉への関心・理解を高め、自分のニーズにあった講座等に積極的に参加します。 ○市の広報誌やホームページ及び地域で発行される広報誌などで地域福祉に関する情報を得るように努めます。 ○地域活動に関する自らの意欲や関心などを発信し、活動の輪を広げることに努めます。 ○地域や学校での福祉奉仕活動に家族ぐるみで参加します。 ○家庭で福祉について話し合う機会を持ち、思いやりの心を育むよう努めます。 ○集会の場でパンフレットを配るなど、自分たちの活動を地域の中で発信します。
<p>★地域の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域行事、ボランティア団体の活動等について、幅広い世代に興味を持ってもらえるよう地域の広報誌等で紹介します。 ○住民参加型のイベントを行うなど、身近な地域福祉に関心を持ってもらえるきっかけをつくります。 ○地域団体や福祉施設の広報紙、チラシの設置に協力します。

	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の保育所、幼稚園、学校、福祉施設、事業所等とタイアップした地域活動を行い、地域の高齢者や障がい者との交流を推進します。 ○行政出前講座や講習会などを積極的に開催し、地域住民へ地域福祉活動の普及啓発と福祉教育を推進します。 ○地域の行事やイベントでは、高齢者や障がい者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○従業員への福祉教育を積極的に進めるなど、支援を必要とする人がいることへの理解を深めます。
<p>★市社協の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページの充実を図り、受け手のニーズに合わせた、わかりやすく工夫を凝らした情報提供に努めます。 ○地域活動の先進的な取り組み事例等を紹介し、先進的な活動が他の地域にも広がるように情報発信を行います。 ○地区福祉推進協などが行う情報発信の方法・内容について支援します。 ○地区福祉推進協、民生委員児童委員、老人クラブ、婦人会（女性会）、地域ボランティア等と連携・協力し、地域福祉の啓発活動に取り組みます。 ○教育機関と連携し、小中学校を対象とした福祉教育の実践により、児童生徒の思いやりの心を育みます。 ○地域懇談会の参加者に、子育て世代の20～30歳代の方を対象にするなど、若い世代の福祉活動参加を促進します。 ○福祉教育プログラムやメニューの開発を通じ、地域の中で理解されにくい課題について、積極的に理解を進めていきます。 ○職員の研修等による情報発信力の向上に努めます。
<p>★市の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市の広報誌及びホームページを活用し、地域福祉活動の啓発に努めます。（企画調整課、社会福祉課） ○「福祉健康大会」など、子どもから高齢者、障がい者までを対象とした地域福祉啓発イベントの開催により福祉教育を推進します。（社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター、健康センター） ○保育所、幼稚園、小中学校における福祉教育を推進します。（社会福祉課、教育総務課、こども課） ○生涯学習における福祉教育を推進します。（生涯学習・スポーツ課） ○企業における福祉教育を推進します。（商工観光課）

1－（2）活動の中心となる担い手の育成

③ 民生委員児童委員活動の支援

<現状と課題>

- ・地域福祉推進の担い手として、民生委員児童委員は欠くことのできない存在となっています。一方では、地域福祉課題の多様化、支援を必要とする人の増加、度重なる福祉制度の改正などの要因により、民生委員児童委員活動の負担感が増大しています。
- ・本市では、現在定員の104名の民生委員児童委員が各地域から推薦され活動していますが、今後の超高齢社会の進行に伴って、民生委員児童委員のなり手を確保することが難しくなることが想定されます。

施策の方向性

- ・住民からの期待に応えられる活動が展開できるよう、民生委員児童委員の資質向上と地域福祉活動へのより一層の理解を深めてもらうための研修機会の充実に努めます。
- ・自治会等の地域団体との日常的な活動交流や地域住民への民生委員児童委員活動の周知など、活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、民生委員児童委員の活動をサポートする体制の強化を図ります。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	○民生委員児童委員の役割について理解し、その活動に積極的に協力します。
★地域の取組	○民生委員児童委員と自治会など地域内の関係団体との連携・協力関係を深めます。 ○地域の広報誌などで民生委員児童委員活動を紹介します。 ○民生委員児童委員の活動をサポートする、地域福祉コーディネーター及び福祉サポーター等との連携や情報交換の機会をつくりま
★市社協の取組	○地域福祉コーディネーター及び福祉サポーターの研修会や意見交換会等を積極的に実施し、民生委員児童委員の活動を支援します。 ○民生委員児童委員の対応困難ケースについて、専門機関、関係団体、市関係課等との連絡調整を行い、解決に向け迅速に取り組めます。 ○地区民児協の毎月の定例会へ参加し、地域福祉課題等についてお互いに情報共有します。

★市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員活動の負担感や業務量の軽減を図るため、適正な配置に努めます。(社会福祉課) ○市の広報誌及びホームページを活用し、民生委員児童委員の活動の周知に努めます。(企画調整課、社会福祉課) ○地区民児協の毎月の定例会へ包括支援センター職員と共に参加し、円滑な協議会の運営と地域福祉課題等について情報共有に努めます。(社会福祉課、包括支援センター) ○民生委員児童委員の活動において、対応困難ケースが生じた場合は、迅速に関係機関へ繋がります。(社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター、こども課ほか) ○市民児協の事務局として、活動の支援と委員の資質向上に向けた研修会の開催に努めます。(社会福祉課)
-------	--



④ 福祉サポーター等の福祉活動の担い手の育成

<現状と課題>

- ・市民アンケートの結果や地域懇談会の意見から、地域福祉を支える担い手が不足し、また高齢化や固定化の状況がみられます。持続的な活動を推進し、また多様な地域活動を展開していくためには、人材確保は不可欠であり、地域における活動の中心となる担い手の育成が求められています。
- ・地域福祉コーディネーターや福祉サポーターの活動内容が十分に知られていないという課題があります。

施策の方向性

- ・地域福祉コーディネーターと福祉サポーターの役割を明確にするとともに、研修の機会を増やし、地域福祉活動の担い手としての育成に努めます。
- ・地域福祉活動の継続と充実を図るため、担い手の確保と併せて、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成に努めます。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市、社協、地域で発行される広報誌やホームページなどで地域福祉に関する情報を得るように努めます。 ○地域福祉活動やボランティア養成講座等に積極的に参加します。 ○仕事や趣味等で培ってきた技術や特技を地域活動に役立てます。
★地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協と連携し、地域福祉コーディネーターと福祉サポーターの育成に努めます。 ○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めます。

	<p>○団塊の世代の元気な方々が地域福祉活動の貴重な人材として活躍できる機会をつくります。</p> <p>○退職された人などが新たに地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを行います。</p>
★市社協の取組	<p>○地区福祉推進協と連携し、地域福祉コーディネーターと福祉サポーターの育成に努めます。</p> <p>○ボランティア養成機関・団体との連携強化を図り、地域での福祉活動の担い手としてつなげる取り組みを行います。</p> <p>○地区で活動をけん引するリーダー層を育成するための研修を行います。</p> <p>○地区での福祉活動を支えるリーダーの支援と、リーダーのスキルを高めるための研修を実施します。</p>
★市の取組	<p>○地域における人材を育成する取り組みを支援します。(社会福祉課、生涯学習・スポーツ課)</p> <p>○担い手育成の研修における専門職の講師や職員の派遣及び紹介を行います。(社会福祉課、包括支援センター、健康センター、生涯学習・スポーツ課、こども課)</p>

2 基本目標2 みんなで支える地域づくり

2- (1) ボランティア活動の推進

⑤ ボランティア活動の推進及び新たな仕組みづくりによる活性化 【重点取組②】

<現状と課題>

- ・ボランティア活動は地域福祉活動を推進していくうえで、重要な役割を果たしており、当市でも高齢者や障がい者への支援、子育て家庭への支援等さまざまな分野でその力が発揮されています。
- ・市民アンケート結果によると、当市のボランティア活動の参加者は60歳以上の女性の割合が高く、参加者の高齢化、固定化が課題となっており、今後は、若い世代や男性、企業の参加が求められています。
- ・当市のボランティアポイント制度は新設から5年目を迎えることから、事業の見直しや改善とともに、介護予防も視野に入れた、団塊の世代などの元気な高齢者が参加できる新たな仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

- ・ボランティア活動の重要性や活動団体の紹介など、ボランティア活動全般について積極的な情報提供や発信に努め、活動の活性化を図ります。
- ・新たな人材として、企業や学生等の若い世代のボランティア参加への期待は大きく、地域で活動しやすい環境づくりや情報提供に努めます。
- ・高齢者の中でも団塊の世代を中心に知識や経験を持った元気な方々が地域におけるボランティア活動で活躍できる、新たな仕組みづくりに取り組みます。(重点取組②)
- ・安心してボランティア活動を行うための環境づくりや、誰もが気軽に参加しやすい体制づくりを進めます。

実施主体	取組内容・期待される役割
<p>★市民一人ひとりの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校でのボランティア活動に参加します。 ○地域の中で、自らの知識や経験、自由な時間などを活用します。 ○ボランティア養成講座等に積極的に参加します。 ○地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加します。 ○ボランティア活動の体験を伝え仲間を増やします。
<p>★地域の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○誰でも参加しやすいボランティアの仕組みづくりやボランティアの協力を広く住民に呼びかけます。 ○地域で活動している個人・ボランティア団体等との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。 ○団塊の世代の元気な方々が地域のボランティア活動で活躍できる機会をつくります。 ○退職された人などが新たにボランティア活動に参加できるきっかけづくりを行います。 ○地域福祉活動に関心のある人や専門的な知識、技術を持っている人を発掘し、活動に参加してもらいます。 ○地域の中で住民が活動できる場や機会をつくります。
<p>★市社協の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の中でも団塊の世代を中心に知識や経験を持った元気な方々が地域におけるボランティア活動で活躍できる、新たな仕組みづくりに取り組みます。 ○ボランティアについての周知を図り、特に若い世代や企業等への参加を広く呼びかけます。 ○ボランティア団体の活動内容やイベント・講座の情報発信の充実と地域・ボランティア団体との連携の場づくりなどボランティアセンターの内容の充実を図ります。 ○初めてボランティア活動をする人や、すでに活動をしている人など、ボランティア活動経験に合わせた講座を開催します。 ○現行のボランティアポイント制度を検証し、必要に応じて見直し

	<p>を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア連絡協議会と協力し、地域のボランティアリーダーの育成を行います。 ○ボランティアが安心して活動を続けることができるよう、相談・支援を行います。
<p>★市の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協と連携し、新たなボランティア活動の仕組みづくりに取り組みます。 ○市の広報誌及びホームページを活用し、ボランティア活動の重要性と活動の周知に努めます。(企画調整課、社会福祉課) ○ボランティア団体等の地域での活動を促進するために、必要な支援を行います。(企画調整課、社会福祉課) ○児童生徒を対象とした標語コンクールなどを実施し、ボランティア教育を推進します。(企画調整課、教育総務課) ○企業のボランティア活動を促進します。(商工観光課) ○ボランティア活動を長期間続けている人への顕彰を行います。(社会福祉課) ○様々なボランティア活動に関する助成金情報などを収集し、活動内容に合った情報を提供します。(企画調整課、社会福祉課)

2 - (2) 地域における絆の強化



⑥ 地域での交流の機会・場の充実と世代間交流の促進【重点取組③】

<現状と課題>

- ・少子高齢化に伴う核家族化や近隣との関わりの希薄化などにより、地域からの孤立といった問題が生じてきています。また、核家族化は、世代間での支えあいや交流機会が低下し、子育てに関して不安を抱えながら生活している保護者もいます。
- ・誰もが安心して暮らし続けるには、人と人との絆や交流を深め、お互いに支えあい、助け合う地域をつくっていく必要があります。そのため、近所付き合いや地域での交流活動を促進することが重要です。
- ・地域からの孤立を防ぐためにも、参加者の偏りがなく、高齢者、障がい者、子どもなど誰もが気軽に参加することができる、多様な居場所づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

- ・地域での支えあいや協力する関係づくりを進めるため、気軽に交流できる場の創設や、現在、市社協が積極的に取り組んでいる、ふれあい・いきいきサロン活動の拡充を図り、

各種団体の交流と住民同士のつながりやふれあいを推進します。(重点取組③)

- ・市民アンケートの結果から、障がい者との交流の機会が少ないという声もあり、高齢者や子どもの参加とあわせて、障がい者も交流に参加できる場や機会の拡充を図ります。
- ・市が実施する三世代同居推進事業や市老連などが実施する世代間交流事業を積極的に推進し、家庭内での子育てや高齢者介護など世代間で支え合う機能の向上を図ります。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣住民に積極的にあいさつや声かけを行います。 ○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を図ります。 ○地域の児童クラブや老人クラブなどの交流の場に参加します。 ○交流の場で知り合った人たちと、日頃から声をかけ合い、つながりの輪を広げます。
★地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域主体で気軽に参加できる行事やイベントを開催し、交流の機会や場を増やし、住民が地区でつながるきっかけをつくります。 ○地域であいさつ運動や声かけ運動を展開します。 ○交流の場として公民館や集会場、福祉施設や企業などを有効に活用します。 ○小地域で住民が気軽集える「居場所づくり」を進めます。 ○地域の良さや強みを周知します。 ○地域の転入者に地域の行事やイベント、慣習などを教えます。 ○行政、学校などの専門機関や地域の事業所などと連携して、地域サロンや子育てサロンの内容の充実を図ります。 ○障がい者や認知症高齢者など、誰もが交流の場に参加できるよう開催方法を工夫します。 ○交流の中から把握した要支援者の見守りなどを進めます。
★市社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な交流の場として、ふれあい・いきいきサロン活動の拡充を図り、各種団体の交流と住民同士のつながりやふれあいを推進します。 ○地域サロンや子育てサロンの企画・運営に対して助言や情報提供、運営担当者の研修実施などの支援をします。 ○地域福祉関係者・福祉専門機関と連携・協力し、子育て中の親、高齢者、障がい者等が気軽に地域の住民と交流できる場づくりを行います。 ○活動者同士の交流や情報交換、研修の場などを提供し、活動の継続を支援します。 ○地域の親同士の交流、ネットワークづくりの場を提供します。 ○福祉センターでの世代間交流事業を推進し、子どもと高齢者がふれあう機会を提供します。

<p>★市の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営の支援を強化します。 (社会福祉課) ○各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、市の広報紙やホームページで周知します。(企画調整課、社会福祉課、生涯学習・スポーツ課) ○地域におけるスポーツ・レクリエーション及び文化活動などを通じて、障がい者の地域交流を促進します。(社会福祉課、生涯学習・スポーツ課) ○地域住民が気軽に集まり交流のできる場として、公民館や公園、空き店舗などの環境整備を支援します。(商工観光課、都市整備課、生涯学習・スポーツ課) ○保育所、幼稚園、小中学校、福祉施設、企業等と地域住民との交流を促進します。(社会福祉課、高齢介護課、教育総務課、こども課、商工観光課) ○市老連や高齢者学級での事業において、高齢者が伝統芸能や昔遊びを教える世代間交流を促進します。(社会福祉課、生涯学習・スポーツ課) ○市の三世代同居推進事業を積極的に推進します。(企画調整課、社会福祉課、高齢介護課、都市整備課、生涯学習・スポーツ課、こども課ほか)
--------------	--



⑦ 地域における見守り・支えあい体制と外出支援の拡充

<現状と課題>

- ・ 少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、ひとり暮らし高齢者などの「見守り」を必要とする人が増加し、買い物、ゴミ出し、除排雪、電球交換などの日常生活のちょっとした困りごとが地域の生活課題として近年顕著になってきています。
- ・ 高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みとして、多様な地域住民主体の助けあい支えあい活動である、ケアネット活動の充実を図る必要があります。
- ・ 地域懇談会では、自分や家族、地域でできることとして、「ひとり暮らし高齢者などの見守り」、「話し相手や相談相手」、「買い物支援」、「除雪支援」などに参加したいとの意見が多く、参加方法や情報提供方法について検討する必要があります。
- ・ 高齢化率の上昇が著しい山間地域では、高齢者の移動支援や買い物支援を希望する意見があり、どのような取組ができるのか検討し、環境の整備に取り組む必要があります。

施策の方向性

- ・ ひとり暮らし高齢者、認知症、障がい者などの生活支援については、公的サービスですべて対応することに限界があることから、地域での多様な実施主体の参加による地域

住民主体の支えあい助けあい活動であるケアネット事業を推進し、活動を強化します。
 ・外出や移動が不便な地域のニーズ調査や、市社協で取り組む「ふれあい号」の運行方法を見直すなど、外出支援についての検討を進めます。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○いい意味でのおせっかいになります。 ○身近に支援が必要な人がいれば、声掛けや見守り、除雪やゴミ出しなどで助けあいます。 ○近所に移動が困難な人がいたら、買い物などの際に声をかけるなど、できる範囲で支援します。
★地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の日頃から顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりを地域ぐるみで進めます。 ○地域全体で子どもやひとり暮らしの高齢者などを見守り、心配や不安を感じたときは、専門機関や関係機関へつなぐなどの支援をします。 ○ひとり暮らし高齢者等の生活ニーズと地域住民のボランティア活動のニーズに関する情報を一元化・マッチングし、地域で解決できる仕組みづくりに取り組みます。 ○地域の実情に応じて、外出が困難な高齢者などの移動を支援するための方法について話し合います。 ○日頃の商業活動などで、地域の見守りや支えあいに協力します。
★市社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症や介護に関する講座など、市民が見守り活動をサポートできる体制を支援します。 ○市社協の機能を活かして、地区と連携した課題解決を進めます。 ○山間地域での高齢者などの移動や買い物支援について、地域と連携し、ニーズ調査に取り組みます。
★市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの周知に努めるとともに、関係機関との連携や相談支援体制の強化に努めます。(社会福祉課、包括支援センター) ○徘徊SOS緊急ダイヤルシステムの協力事業所の加入率向上に努めます。(社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター) ○ちょっとした困り事などの生活課題について、地域のボランティア等のサポートで解決できる仕組みづくりを支援します。(社会福祉課、包括支援センター) ○地域と連携するNPOや企業等の取り組みを支援します。(企画調整課、社会福祉課、商工観光課) ○あいさつ運動や地域での声かけを推進し、地域全体で子どもを守り育てる意識の向上を図ります。また、学校、家庭、地域などの連携により、地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくりを推進します。(社会福祉課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ

	<p>課)</p> <p>○障がい者や介助が必要な方など一人では公共交通を利用することが困難な人に対して、デマンド交通や福祉有償運送などの交通環境の整備について検討します。(社会福祉課、生活環境課)</p> <p>○ケアネット事業などにおける、屋根雪おろしや除排雪活動を支援します。(社会福祉課、高齢介護課、土木課、都市整備課)</p>
--	--

3 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

3- (1) 相談支援体制の充実と人権の確保

⑧生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者など支援が必要な方への相談及び就労支援の推進

<現状と課題>

- ・市民の誰もが福祉の制度やサービスを必要なときに適切に利用するためには、その情報が入手しやすく、わかりやすい形で提供されることが必要です。近年の社会経済環境の変化や生活課題の多様化などによる、生活困窮者や引きこもりなど、地域で孤立している方への相談体制や支援体制の充実が求められています。
- ・市民アンケートの結果によると、相談しやすい体制づくりを望む声が多く、特に、障がい者本人やその家族、母子・父子家庭に多く、相談支援体制の整備と窓口の拡充が引き続きの課題となっています。
- ・支援が必要な方が地域で自立した生活を送るためには、適性と能力に応じた職業に就き、経済的基盤を確保することが不可欠であり、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。障がい者の企業への就労を促進するためには、何よりも事業主や従業員に障がいや障がい者に対する理解を深めてもらう必要があります。

施策の方向性

- ・いつでも、誰でも気軽に相談できる窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られることから、行政や地域の相談体制及び窓口の周知と整備に努めます。
- ・市社協と連携し、総合相談（法律、行政、人権、一般相談）事業を引き続き実施し、住民の心配ごとや福祉問題などに対する支援体制の整備を図ります。
- ・相談者の状況に応じて幅広くニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで相談体制を整備し、生活支援とあわせて就労へつなげるよう体制の整備を図ります。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から市の広報紙やホームページなどの情報を収集し、福祉サービス利用に関する相談窓口を確認します。 ○身近に情報入手が困難な人がいたら、代わりに調べるなど手助けしてあげます。 ○困ったことがあるときは、一人で抱えずに身近な相談支援機関に相談します。
★地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域にある相談窓口の周知に努めます。 ○地域で対応が困難な事例については、必要に応じて市役所や関係機関へつなぎます。
★市社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き総合相談（法律、行政、人権、一般相談）事業を実施し、相談窓口の周知に努めます。 ○相談支援を行う専門スタッフの育成を図ります。 ○福祉制度の理解や、サービス利用の手続きなどが難しい人への支援の充実を図ります。 ○相談等から把握した課題を住民とともに考え、解決に向けた取り組みを進めます。
★市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスを利用する市民が、できるだけ自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービス内容や利用要件、サービス提供事業者等に関する情報をわかりやすく提供します。 （社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター） ○市の広報紙やホームページ等、広報媒体ごとに高齢者や障がい者などの利用者に配慮した情報提供手段の充実を図ります。（企画調整課、社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター） ○各種相談窓口が市民の方にとってより利用しやすいものとなるよう関係課等との連携に努めます。（社会福祉課） ○地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員児童委員による相談・支援の充実を図ります。（社会福祉課） ○生活困窮者、障がい者、ひとり親家庭に関する相談体制及び就労支援を充実します。（社会福祉課） ○子育てに関する相談体制を充実します。（社会福祉課、教育総務課、こども課） ○職場体験や就労支援事業を通じ、一般企業への障がい者雇用を推進します。（社会福祉課、商工観光課） ○地域での見守りに関する協定など、事業者等との連携により、ひとり暮らし高齢者などの生活の安全を見守る仕組みを充実します。（社会福祉課、商工観光課） ○福祉・税・国保・水道等、市役所内の各部署・機関の連携を図り、生活に困窮している人の支援体制を図ります。（各課） ○福祉作業所からの物品等の購入の増加に努めます。（各課）

⑨ 権利擁護の推進と虐待・差別防止体制の充実

<現状と課題>

・地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「人権を尊重する」すなわち一人ひとりの人間をいたわり尊重することです。また、児童虐待、障がいのある人への虐待、高齢者虐待、DV など地域の中で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが強く求められています。

・判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行うことが困難な高齢者や障がい者の権利を守るため、成年後見制度や市社協が実施する日常生活自立支援事業により、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

施策の方向性

・教育機関、福祉施設、地域、家庭など様々な組織、団体を通じて、人権問題に対する理解と認識を深める取り組みを進めます。

・判断能力が低下した高齢者や障がい者の権利が擁護されるよう、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。

・「砺波市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会」を通じて、虐待防止、虐待に対する適切な支援について、関係機関と連携して虐待の実態把握や虐待防止のための啓発活動に努めます。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重に対する理解と認識を深め、人権に関する講座に積極的に参加します。 ○子ども、女性、高齢者、障がいのある人などへの人権を尊重し、虐待防止に取り組みます。 ○成年後見制度や日常生活自立支援事業についての正しい知識を身に付けます。 ○虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、躊躇せず市役所や警察に通報します。
★地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で行う行政出前講座などで人権について研修し、権利擁護に関わる制度や事業について理解を深めます。 ○人権教育を推進する人材育成に努めます。 ○地区福祉推進協、民生委員児童委員、地域住民等が連携して、適切な見守りや通報等により地域の虐待防止、早期発見に努めます。
★市社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）の推進と普及啓発に努めます。 ○行政・教育機関と協力し、市民、地域福祉活動関係者、福祉事業

	<p>従事者、学生などを対象とした人権研修を企画・実施します。</p> <p>○相談支援を行う専門スタッフの育成を図ります。</p>
★市の取組	<p>○人権啓発及び男女共同参画の推進並びに虐待・差別防止における関係課と連携し、必要な施策を進めます。(企画調整課、総務課、社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター、こども課)</p> <p>○さまざまな広報媒体を通じて、広報啓発に努めます。(企画調整課、総務課、社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター、こども課)</p> <p>○砺波市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク委員会等関係機関の連携協力体制を強化し、虐待の防止、早期発見と虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報の啓発を図ります。(企画調整課、総務課、社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター、こども課)</p>

3 - (2) 防災、防犯、緊急時体制の整備

⑩ 避難行動要支援者支援体制の整備等による地域コミュニティの醸成 【重点取組④】

<現状と課題>

- ・住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、犯罪に巻き込まれないことや、災害時であっても安全に避難できるなど、地域の防犯・防災体制が整備されていることが不可欠です。そのためには「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、自助、共助による地域住民相互の支えあいや助けあいが重要です。
- ・東日本大震災を教訓に、自治会を中心とした防災意識や防犯対策などがより強化されていますが、地域住民や関係機関などとの連携による避難行動要支援者支援体制や高齢者、障がい者等の悪徳商法等の特殊詐欺被害対策など、非常時や緊急時などに備えた地域の体制づくりが必要です。
- ・緊急時の必要な情報をまとめた安心ポケット事業については、効果的な報告例も多数あることから、各家庭での設置について引き続き啓発する必要があります。

施策の方向性

- ・砺波市地域防災計画に基づき、各地区の自主防災組織を拠点とした、避難行動要支援者支援体制の整備を図り、高齢者や障がい者など支援が必要な方への地域ぐるみの体制づくりを推進します。また、体制づくりの推進から、地域コミュニティの醸成に努めます。(重点取組④)
- ・自宅で急病等になった際、救急隊員に医療や服薬情報を提供するための「安心ポケット」の普及、啓発の強化に努めます。

- ・交通マナーをみんなで守り、気付いたことは声をかけ合うなど、地域の交通安全に対する意識を高めます。
- ・地域のパトロールや様々な団体の活動などにより、地域の防犯意識を高めます。
- ・福祉施設等と協力・連携を図り、災害時における福祉避難所の確保に努め、高齢者や障がい者等が安心して避難できる体制を整備します。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の防犯パトロールなど、自主防犯活動に進んで参加します。 ○災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をします。 ○災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認しておきます。 ○市などの防災情報メール配信サービスに登録します。 ○地域の防災訓練や自主防災組織の活動に参加します。 ○災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合います。 ○避難行動要支援者の方にとって避難の際、隣近所の協力は不可欠であるため、普段の付き合いの中で相互理解を深めます。
★地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者支援体制を推進し、要支援者の個別支援計画の作成に取り組みます。 ○避難行動要支援者登録情報を避難支援等関係者で共有し、災害時に地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう、地域で実践的な防災訓練を継続して実施します。 ○地域で学校の登下校時の見守りや声かけに取り組みます。
★市社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救援ボランティア本部の機能の充実に努めます。 ○安心ポケット事業の周知と設置を呼び掛けます。 ○地域における避難行動要支援者支援体制づくりを支援します。
★市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者支援体制の整備を強化し、高齢者や障がい者など支援が必要な方への地域ぐるみの体制づくりを積極的に推進します。また、体制づくりの推進から、地域コミュニティの醸成を図ります。(総務課、社会福祉課) ○高齢者の消費者被害対策に努めます。(社会福祉課、生活環境課) ○地域住民や教育機関、警察等の関係団体と連携し、地域住民を主体とした自主防犯組織の育成や自主防犯パトロール活動など地域安全活動を支援します。(社会福祉課、生活環境課、教育総務課、生涯学習・スポーツ課、こども課) ○避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ハザードマップの作成及び配付などにより広報・啓発を行います。(総務課、社会福祉課、土木課) ○「自助」、「共助」、「公助」の理念のもと、市民の防災力向上のため、自治会などを単位とした自主防災組織の活動の支援と活性化に努めます。(総務課、社会福祉課) ○避難所において避難行動要支援者が適切な支援を受けることがで

	<p>きるよう体制の整備に努めます。また、福祉施設などと連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。(総務課、社会福祉課)</p> <p>○避難行動要支援者登録台帳を作成し、民生委員児童委員、市社協、自主防災組織、消防機関、警察と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。(総務課、社会福祉課)</p> <p>○市民、市、自主防災組織、ボランティア団体、防災関係団体が連携した総合防災訓練を実施します。(総務課、社会福祉課)</p> <p>○ひとり暮らし高齢者や障がい者等が、緊急時に関係機関等に即時に通報できるよう、緊急通報・連絡体制を整備、充実します。(社会福祉課、高齢介護課)</p> <p>○高齢者や障がい者など支援を必要とする人に、災害時にも情報が届くよう配慮した情報発信を行います。(総務課、社会福祉課)</p>
--	--

3 - (3) 安心して暮らせる基盤づくり



⑪ 暮らしやすい生活環境の整備と既存施設や空き家の有効活用

<現状と課題>

- ・高齢者や障がい者にやさしいバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた公共施設の整備を推進するとともに、大規模小売店や商業施設等へもこれらに配慮した建設をしていく必要があります。
- ・地域の交流や高齢者の生きがい活動の拠点整備については、空き事務所や空き家及び空き地を有効活用していくことも必要です。

施策の方向性

- ・公共施設や公共性の高い民間施設、特に福祉施設周辺を重点に歩道の段差解消や車イスの通行に配慮した幅員、障がい者用の駐車スペースを確保するなど、バリアフリー化やユニバーサルデザインを引き続き積極的に推進します。
- ・市民アンケートや地域懇談会の意見から、身近な場所での交流の場づくりが必要という意見が多いことから、自治会の公民館などを有効活用していくなどの働きかけを行います。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<p>○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えます。</p> <p>○困っている人に声を掛けるなど、お互いに思いやり、みんなが暮らしやすい地域づくりに努めます。</p> <p>○高齢者や障がい者など支援が必要な人たちの除排雪活動に協力します</p>
★地域の取組	<p>○バリアフリー化という観点で地域の状況を点検し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者などに意見や要望を伝えます。</p> <p>○日頃のボランティア活動を生かして、困っている人を支えます。</p> <p>○公共の場でのマナー向上を呼びかけます。</p> <p>○支援を必要とする人に対する理解を深めます。</p> <p>○日頃の活動を生かし、誰にとってもやさしい店舗や商品づくりなど、配慮や工夫をします。</p>
★市社協の取組	<p>○地域の交流施設のバリアフリー化の啓発に努めます。</p> <p>○普段の暮らしに支援や配慮を必要とする人がいることを、広く周知します。</p>
★市の取組	<p>○既存の公共施設、空き家・空き教室・空き店舗等の活用など、住民が日頃の地域活動を行う上で、気軽に集まり、活動しやすい地域拠点づくりに努めます。(企画調整課、総務課、社会福祉課、商工観光課)</p> <p>○公共施設及び歩道等のバリアフリー化を推進します。(各課)</p> <p>○民間事業者に対して、建築の際にバリアフリー化を意識した整備がされるよう普及・啓発します。(社会福祉課、商工観光課、都市整備課)</p>

 ⑫ 地域包括ケアシステムの構築

<現状と課題>

・少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加するなど、地域社会、家族関係が大きく変容する中で、市民の福祉、医療、介護、保健等に対するニーズも変化しており、「高齢者の尊厳の保持」や「地域での自立支援」をいかに実現していくかが大きな課題となっています。

・国では、福祉、医療、介護、生活支援等を一体的に提供する「地域包括ケアシステムの構築」を推進しています。地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、福祉、医療、保健、介護、生活支援等が一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを言い、これまでの行政や福祉施設だけの連携ではなく、医療機関、介護サービス事業者、地域、個人といった市民と行政が更なる連

携を図ることが求められています。

施策の方向性

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、福祉、医療、保健、介護、生活支援等を切れ目なく連携する地域包括ケアシステムの構築と多職種連携による地域のネットワークづくりに努めます。
- ・地域包括ケアシステムの推進に向け、地区福祉推進協、地域住民、ボランティア、NPOなど地域の多様な担い手と協力・連携し高齢者の生活支援と介護予防につなげます。
- ・認知症施策を推進し、認知症本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の整備を図ります。
- ・介護予防事業を推進し、高齢者が元気でいきいきと過ごす環境づくりに努めます。

実施主体	取組内容・期待される役割
★市民一人ひとりの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの仕組みを理解します。 ○見守りや安否確認、配食、外出・家事支援など、自分のできることを確認します。
★地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築についての理解を深め、高齢者や障がい者などを地域で支える体制づくりを支援します。 ○地域力を生かして、民生委員児童委員、地域福祉コーディネーター、ケアネットチーム、自主防災会などの関係団体、関係者を中心として普段からの見守り体制の構築を図ります。
★市社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市や福祉関係機関及び関係団体との連携を図ります。 ○生活支援、介護予防事業の拡充を図り、高齢者の生きがい活動と外出支援を行います。
★市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築及び推進に向け、医師会や厚生センター等の関係機関と連携を図ります。(社会福祉課、高齢介護課、健康センター) ○医師会等関係機関との連携により、在宅医療の実施体制の整備や在宅医療及び訪問看護を担う人材の確保と養成を図ります。(社会福祉課、高齢介護課、健康センター) ○多職種連携研修会などの実施により、在宅医療、介護連携を推進するための体制整備を図ります。(社会福祉課、高齢介護課、包括支援センター、健康センター) ○認知症施策を推進し、地域への理解と協力を求めます。(社会福祉課、地域包括支援センター) ○介護予防事業を推進し、高齢者の健康づくりと社会参加を推進します。(社会福祉課、包括支援センター)

4 重点的な取組

本計画では、3つの基本目標と12の基本施策を位置付け、地域福祉を計画的かつ効果的に推進していきますが、計画期間に特に力を入れていく取組みとして、次のとおり4つの「重点的な取組」を位置付けることとします。

★4つの重点的な取組

(1) 市民による事業評価

本計画と市社協が策定する地域福祉活動計画の事業評価と進捗管理を市民に行ってもらうため、地域懇談会を毎年開催します。また、地域懇談会の開催により、地域課題や住民ニーズの把握に努めます。

(2) 元気な高齢者が地域を支える仕組みづくり

豊富な知識や経験を持った団塊の世代の方々を中心に、元気な高齢者が積極的に地域福祉活動に参加できるような、新たなボランティア事業の展開に取り組みます。

(3) 地域での交流機会の拡充

今後はますます認知症高齢者の増加が予想されており、認知症対策にも効果が期待される、ふれあい・いきいきサロン事業がより身近な地域で実施できるよう拡充を図るとともに、男性にも積極的な地域交流への参加を推進します。

(4) 地域コミュニティの醸成

避難行動要支援者支援の体制づくり及び安心ポケットの設置の推進を地域ぐるみで行うことにより、地域コミュニティの醸成を図ります。

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、医療、介護、教育、商工、交通、都市計画、防災等さまざまな分野にわたっています。

このため、庁内関係部署との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 地域における関係機関、団体等との連携

地域福祉の推進にあたっては、地区自治振興会、地区自主防災会、地区福祉推進協、自治会、民生委員児童委員、福祉事業関係者、地域住民等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取り組みを促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 市社協との連携

市社協は、社会福祉法^{*1}において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、地域に密着しながらさまざまな事業を行っています。

本計画を推進するうえでも、計画の各分野で市社協が大きな役割を担うことが期待されます。そのため、市社協と情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

2 計画の広報

より多くの市民に「砺波市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへの掲載や概要版の配布などを行い、計画推進への協力を求めています。

3 計画の進捗管理

本計画の実効性を高めるためには、計画の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要です。このため、本計画策定委員会及び地域懇談会において、毎年、計画の進行管理・評価を受けて、計画の見直しや達成状況を確認していきます。

資料

(資料1) 砺波市福祉計画策定委員会等開催状況

(1) 策定委員会

	開催日時	開催場所
第1回	平成27年8月21日(金) 午後2時00分～3時50分	砺波市役所3階 特別会議室
第2回	平成27年10月22日(木) 午後7時00分～9時05分	砺波市役所3階 小ホール
第3回	平成27年12月14日(月) 午後1時15分～3時05分	砺波市役所3階 大ホール
第4回	平成27年12月24日(木) 午後1時15分～3時00分	砺波市役所3階 大ホール
第5回	平成28年2月22日(月) 午後2時00分～3時30分	砺波市役所3階 大ホール

(2) 幹事会

	開催日時	開催場所
第1回	平成27年10月13日(火) 午後3時00分～5時10分	砺波市役所3階 大ホール
第2回	平成27年11月30日(月) 午前10時00分～11時45分	砺波市役所3階 小ホール

(資料2) 砺波市福祉計画策定の経過

年・月	策定委員会	アンケート・パブコメ等	地域等懇談会	策定作業(事務局)
H27 4月		・調査内容検討 ・配布		・策定方針検討 ・策定計画検討 ・委員選考
5月	・設置要綱の一部改正 ・市民公募委員2名募集 (市広報・市HP等)	・配布 ・回収 (締切5月末)		
6月	・市民公募委員2名決定 ・策定委員の推薦依頼	・データ集計 ・データ分析		・現行計画の評価 (資料作成)
7月	・策定委員決定		・市内87ブロック ①出町小校区 ②庄南小校区 ③砺南小校区 ④砺東小地区 ⑤砺北小地区 ⑥鷹栖小校区 ⑦庄東小地区 ⑧庄川小校区	
8月	・第1回策定委員会			・計画原稿 素案作成 ↓
9月			・地域懇談会、 障がい者団体 意見集約 ↓	
10月	・第1回幹事会 ・第2回策定委員会	・庁内関係課へ 資料確認(メール)		・計画原稿素案 修正 ↓
11月	・第2回幹事会			
12月	・第3回策定委員会 (上記①の計画) ・第4回策定委員会 (上記②の計画)	・庁内関係課へ 資料確認(メール)		・計画原稿案作成、 修正 ↓
H28 1月		・パブリックコ メント実施 ↓		
2月	・第5回策定委員会			・計画原稿最終 確認 ・計画書校了
3月				・計画書製本配布 ・全協報告

(資料3) 砺波市福祉計画策定委員等名簿

(1) 策定委員

役職	所 属	役職等	氏名
委員長 (第1号委員)	学識経験者 富山福祉短期大学	准教授	宮 嶋 潔
委 員 (第2号委員)	砺波市地区自治振興会協議会	会 長	小 幡 勝 義
委 員 (第2号委員)	砺波市老人クラブ連合会	会 長	河 合 康 守
委 員 (第2号委員)	砺波市連合婦人会	会 長	大 井 千津子
委 員 (第2号委員)	砺波市ボランティア連絡協議会	会 長	竹 林 順 子
委 員 (第3号委員)	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	小 森 兼 重
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人砺波市社会福祉協議会	会 長	野 村 泰 則
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人 となみ野会 特別養護老人ホーム 砺波ふれあいの杜	施設長	浜 崎 浩 至
委 員 (第3号委員)	宗教法人善福寺 デイサービス聚楽	責任 役員	高 橋 香代子
委 員 (第3号委員)	砺波市手をつなぐ育成会	会 長	大 屋 靖 久
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人たびだちの会 ワークハウスとなみ野	管理者	山 本 真由美
委 員 (第4号委員)	砺波市教育委員会	委員長	齋 藤 正 樹
委 員 (第5号委員)	砺波医師会	会 長	金 井 正 信
委 員 (第5号委員)	砺波市歯科医師会	会 長	菅 野 宏
委 員 (第6号委員)	砺波市福祉計画市民公募	委 員	野 原 英 子
委 員 (第6号委員)	砺波市福祉計画市民公募	委 員	原 野 律 子

(2) 幹事会委員、事務局

No	所 属	氏 名
1	副市長	齊 藤 一 夫
2	福祉市民部長	池 田 仁 吾
3	企画調整課長	島 田 繁 則
4	社会福祉課長	齋 藤 幸 二
5	高齢介護課長	袴 谷 敏 実
6	健康センター所長	平 木 宏 和
7	生活環境課長	村 井 一 仁
8	商工観光課長	喜 田 真 二
9	土木課長	加 藤 孝
10	都市整備課長	堀 池 純 一
11	庄川健康プラザ所長	間 馬 秀 夫
12	教育総務課長	島 田 達 男
13	生涯学習・スポーツ課長	構 富士雄
14	こども課長	畑 進
15	社会福祉協議会総務課長・地域福祉課長	松 澤 由美子
事務局	社会福祉課主幹・自立支援係長	藤 森 俊 行
事務局	社会福祉課地域福祉係長	高 畑 元 昭

(資料4) 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画及び砺波市障害者福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当たり、その過程において幅広く関係者の意見等を反映させることにより、地域の特性に応じた事業展開に資するため、砺波市福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画の策定に関し、必要に応じ市長に提言を行うものとする。(組織)

第3条 委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の関係者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 教育の関係者
- (5) 医療の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、福祉計画の策定の日までとする。

(運営)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉市民部社会福祉課及び高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則 (平成20年砺波市告示第55号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年砺波市告示第117号)

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。